

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 22 年 3 月 15 日（月）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 3 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	前田委員長、斉藤（陽）副委員長、菊地・山田・佐々木・ 横田・久末 各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・教育各部長、総務部参事、会計管理者、 消防長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <			

～会議の概要～

○委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、菊地委員、山田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「平成22年第1回石狩湾新港管理組合議会定例会について」

○(総務)企画政策室林主幹

平成22年第1回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る2月17日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

提出された議案につきましては、2月12日開催の当委員会において報告いたしました平成22年度一般会計予算、平成22年度港湾整備事業特別会計予算、平成21年度一般会計補正予算（第1号）、平成21年度港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）の4件であり、いずれも原案どおり可決されました。また、報告事項につきましては、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について専決処分報告があり、承認されております。

○委員長

「北海道運輸局小樽海事連絡事務所の設置について」

○(総務)企画政策室林主幹

平成22年3月23日に開設される北海道運輸局小樽海事連絡事務所について、その概要を報告いたします。

この事務所は、全国に所在する地方運輸局において、旧海運局と旧陸運局との本局庁舎統合が進められる中、小樽庁舎の札幌庁舎への統合に伴い設置されるもので、開設場所は、港町の小樽港湾センターとなっております。事務所は、所長以下6名体制で常駐職員1名と非常駐職員5名から構成され、取り扱う業務は、船員手帳の交付、訂正などの船員法関係事務、海上輸送法・港湾運送事業法などによる各種届出、報告受付などの一部、利用者への相談窓口などのほか、船舶運航の安全確保に関する監督・検査などとされております。

○委員長

「財政健全化計画（一般会計）の収支計画の見直しについて」

○(財政)笹山主幹

財政健全化計画（一般会計）の収支計画の見直しを行いましたので、報告いたします。

資料の説明に入ります前に、若干、これまでの経過を申し上げますと、「財政健全化計画」につきましては、3年前の平成19年3月に作成したものでありますが、その後、市税収入や地方交付税の減少のほか、病院事業会計への繰出金の見直し等を踏まえ、翌年の平成20年3月に計画全体の見直しを行ったところであります。

その後、昨年3月には、平成21年度予算などを踏まえて、健全化計画の中の収支計画の部分のみ見直しを行ったところであり、このたびも同様の考え方を下に、平成21年度の最終予算に平成22年度予算案等を踏まえて、収支計画についての見直しを行ったところであります。

それでは、資料に沿って説明いたしますので、まずA4、2枚物の配布資料をごらんください。

1ページ目の上段になりますが、財政健全化計画の収支計画について、平成22年度予算案等を踏まえ見直しを行いましたとしております。

次に、四角枠の中ですけれども、平成22年度の当初予算は収支均衡となっており、それに基づく平成22年度末の累積赤字額は平成21年度末見込みと同額の4億9,200万円となりますが、年度開始後の予算執行における経費節減等により、単年度収支を現行計画と同額である3億7,400万円の黒字とし、累積赤字額を1億1,800万円とすること

を目標といたしました。また、平成23年度以降は、平成22年度予算等を踏まえ、以下の前提条件で試算しております。下線を付した部分が、主な変更点です。

まず、歳入についてであります。 （１） 地方税は、平成22年度予算等を踏まえ、再試算いたしました。表に記載のとおり、基本的には試算を行うベースを平成21年度予算から平成22年度予算案へと変更したのですが、固定資産税と都市計画税につきましては、今回の評価替えの平成24年度の減少率を平成21年度の評価替えの減少率と同率として試算いたしました。

次に、 （２） 譲与税・交付金につきましては、経過措置のある特例交付金を除き、平成22年度予算と同額と見込みました。

（３） 地方交付税につきましても、そのベースを平成21年度予算から平成22年度予算に変更いたしました。22年度の地方財政計画で単年度限りのものとして別枠で加算された「地域活性化・雇用等臨時特例費」に係る本市の配分予定額を5億円と見込み、23年度はこれを控除した上で、22年度の国勢調査において見込まれる人口減を反映し、3パーセント減と見込みました。

また、 （４） 国・道支出金につきましては、歳出の動向等を勘案し試算しております。

2 ページ目になりますが、 （５） 繰入金につきましては、財源対策の一つとして、下水道事業会計からの借入金を計上しました。

次に、 （６） 地方債につきましては、臨時財政対策債は、平成22年度予算をベースとして交付税と同様、平成22年度の国勢調査において見込まれる人口減を反映し、平成23年度を3パーセント減と見込みました。

退職手当債は、職員給与費の再算定に伴い、借入額を変更しました。

次に、歳出についてであります。 （１） 人件費では、職員給与費の削減と職員数につきましては、現行計画の考えを基本として試算していますが、共済費につきましては、昨年に引き続き事業主負担分の共済費の掛け率アップ分を考慮するとともに、子ども手当の支給を考慮して、平成23年度以降を試算しております。

なお、職員給与費の削減につきましては、毎年度、財政状況を見ながら判断をしていくこととしております。

（２） 扶助費につきましては、現行計画よりもさらに増額して、平成22年度をベースに毎年度3億円増と見込み、 （３） 公債費につきましては、市債の借入額に変更がありますので、再度試算を行いました。

（４） 補助費等につきましては、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金、石狩湾新港管理組合負担金、後期高齢者医療療養給付費負担金を記載のとおり変更し、 （５） 普通建設事業費につきましては、総合計画の実施計画に位置づけられている主な事業や、現時点で見込まれるものを計上いたしました。

（６） 物件費等につきましては、事務事業の見直し、必要額を考慮して見込額を算出しております。

（７） 繰出金につきましては、国民健康保険事業は平成22年度と同額とし、介護保険事業は介護保険事業計画に基づき試算したほか、後期高齢者医療事業は現行計画より各年度約300万円増と見込み、病院事業は現行計画と同様に改革プランを基本に、子ども手当分を加算して計上いたしました。

このような前提条件で歳入歳出額の見直しを行った結果、A3の資料のとおり「財政健全化計画（一般会計）の収支計画」にお示した内容となります。その結果、表の一番下の行の「累積収支」の欄にありますように、累積赤字額を平成21年度は、本定例会補正後の最終予算上の赤字額である4億9,200万円とし、平成22年度は、冒頭に申し上げましたとおり、単年度収支を現行計画と同額である3億7,400万円の黒字とし、その結果、22年度末の累積赤字を現行計画よりも6億1,700万円の減少となる1億1,800万円とすることを目標といたします。

これらのことにより平成23年度では、下水道会計からの借入れ等の財源対策を引き続き行うことを前提としておりますが、単年度収支で1億1,800万円の黒字を目標とすることにより、累積赤字の解消が可能と見込んだところであり、現行計画での累積赤字解消の目標年度である平成24年度よりも1年早くこれを達成したいと考えております。

なお、計画最終年度である平成24年度も、23年度と同様の財源対策を講じることにより、単年度収支の均衡を図ることとしております。

最後になりますけれども、1年早い累積赤字解消の見通しとなったことにつきましては、これまで続けてまいりました財政健全化の努力に加え、近年の国による地方財政に対する一定の配慮が大きく影響しております。引き続き国に対して、さらなる地方財政対策の充実・拡大を求めていると考えておりますが、現時点では、今後の地方財政対策について楽観視できる状況にはありませんので、今後ともこれまでと同様に財政健全化の努力を続けてまいりたいと考えております。

○委員長

「学校耐震診断結果について」

○(教育)総務管理課長

学校耐震診断の結果につきまして、資料に基づいて報告いたします。

長橋中学校と桜町中学校の耐震診断につきましては、平成21年第2回定例会で予算の議決をしていただき、作業が続けられてまいりましたが、このたび耐震診断とその判定が完了いたしましたので、学校診断結果一覧表により説明いたします。

表の内容は、左から順に学校名、建物の区分、施設台帳による棟の番号、建物の階数、床面積、建築年、それから平成16年度に桜町中学校、17年度に長橋中学校で実施いたしました耐震化優先度調査の結果を表示しております。そして、表の一番右側に今回の耐震診断の結果を、構造耐震指標のIs値で表示しております。それぞれの学校の棟のIs値であります。まず長橋中学校は、上から、校舎の大部分を占めます約4,700平方メートルの教室・管理棟が0.24、正門から入りまして一番奥側の教室棟部分が0.42、屋内運動場が0.63となりました。

次に、桜町中学校は、正面玄関に向かって左側の教室棟が0.27、玄関右側の教室・管理棟が0.34、一番右端の教室棟が0.34となりました。

この結果、これらの棟は、文部科学省が耐震改修の対象としているIs値0.7未満となり、部分的には、文部科学省が震度6強以上の大規模な地震の際に危険性が高いことが想定されることにより、補強事業の国庫補助がかさ上げの対象となるIs値0.3未満に該当することとなりました。

教育委員会といたしましては、今後、これら2校の耐震化を速やかに進めるため、実施設計、耐震補強工事を進めてまいりたいと考えております。

実施設計の予算につきましては、工法などの内容を精査しており、市長部局と協議の上、第2回定例会に補正予算を計上してまいりたいと考えております。

○委員長

「小樽市教育職員独身寮の廃止について」

○(教育)学校教育課長

小樽市教育職員独身寮の廃止について報告いたします。

昨年の第2回定例会の本委員会において、教育職員独身寮について、老朽化等に伴う廃止の検討について報告したところです。その後、入居者など、関係者との協議を進めてきましたが、その協議も調い、4月1日付けで廃止を決定しましたので、報告いたします。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第48号について」

○菊地委員

議案第48号小樽市非核港湾条例案について、提案説明をいたします。

新政権の下で核密約の解明が徹底的になされるのか。外務省は 9 日、省内の調査チームと有識者委員会の報告書を公表しましたが、期待に反して重大な問題をはらむものでした。1960 年の安保条約改定時に結ばれたアメリカ艦船や航空機の寄港、飛来の際の核持込みを認めた密約について有識者委員会の報告書は、日米間に核持込みの明確な合意はないと結論づけたことです。核兵器を積んだ米艦船や航空機が日本に寄港、飛来しても、事前協議の対象にならないことを取り決め、1960 年 1 月 6 日、藤山外相とマッカーサー米大使が頭文字の署名をし、交換した討論記録について、日米両国政府は秘密文書として取り扱うことを合意し、条約文書的一部分として取り扱っていました。報告書は、討論記録の存在を認めながら日米間に核持込みの明確な合意はないと、核持込み密約を否定しています。歴代首相は、密約の存在そのものを否定し、新政権は、文書はあったが密約ではないと言う。米国は、引き続き条約上の権利行使として核搭載可能艦を寄港させてきますから、いくら政府が非核三原則を国是と言っても、その実効性の保証はありません。今、国がなすべきことは、密約の存在を認め、はっきりと破棄する態度をとることではないでしょうか。

米国は、艦船から核兵器を撤去しましたが、米国が有事と判断した際には核兵器の再配備をすると言っていますから、小樽港港湾区域内に外国艦船が入港しようとする場合は、当該艦船を保有するすべての国に対し、核兵器撤廃の証明書の提出を求める条例の制定は全く時宜にかなったものと強調し、ぜひ条例案に賛同していただけますようお願いして、提案とします。

○委員長

それでは、これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

○菊地委員

◎財政健全化計画（一般会計）の収支計画の見直しについて

初めに、今、御報告いただきました財政健全化計画（一般会計）の収支計画の見直しについて、幾つかお尋ねしたいと思います。

扶助費についてですが、平成 23 年度以降は毎年度 3 億円増を見込んだという説明をいただきました。今年度は、子ども手当が 10 億 4,800 万円増額になると思いますが、それでよろしいですか。

○（財政）笹山主幹

そのとおりでございます。

○菊地委員

今年度は、地方が半額負担するということですので、来年度についてはすべて国が負担するとなると、平成 23 年度は 21 億 4,800 万円ほどになると思うのですが、子ども手当についてはこのような試算でよろしいですか。

○（財政）笹山主幹

平成 22 年度に対し 23 年度については、子ども手当が倍額になりますけれども、その分、児童手当が減額になり相殺されますので、生活保護費分を 3 億円見込み、この額になるということです。

○菊地委員

わかりました。単純に子ども手当の分だけが増えるというふうに計算していましたので、3 億円がどこかに消えてしまうのかなと思ったのですが、児童手当相当分と相殺されるということですね。

それにしても、財源手当として下水道事業会計からの借入れを見込んでいますし、これはこれで厳しい計画だと思うのですが、心配な点は、病院改革プランとの関係なのです。予算特別委員会の論議でも、この病院改革プランの目標と実際の収支が大きくかい離しているのですが、その落ち込み分を吸収することはかなり難しくなっていま

すから、一般会計からの繰入れが避けられないと思うのですが、そのあたりはどのように考えていますでしょうか。

○財政部長

先日来の予算特別委員会でも御議論があったと思いますが、確かに平成21年度、22年度で病院改革プランの達成がなかなか難しいという状況になりますので、病院改革プランの見直しに向けて、どういう手だてがとれるのか、病院のほうでも検討されると思いますけれども、新病院の建設というものが控えておりますので、そういう意味では、一般会計からの繰出金もどこまで見直さなければならないのか、その辺は今後、よく相談していきたいと思っております。

○菊地委員

そうすると、今のところ平成24年度までの見込みで説明をいただきましたけれども、この22年度見込みそのものから既に病院事業会計への繰出金を含んで見直しをかけなければいけないこともあると理解してよろしいのでしょうか。

○財政部長

まだ現時点で、平成22年度の繰出しを見直すかどうかというところまではまだ考えておりませんが、いずれにいたしましても23年度から、順調にいきますと、実施設計等に取りかかっていく可能性もないわけではありせんので、そういうことも見据えて病院局とも相談していきたいというふうに思っております。

○菊地委員

現実問題として、一般会計からの繰入れが必要になってくると私も思うのですが、この平成23年度見込み、せっかく1年早く黒字化にするという計画そのものは崩せないとなりますと、財源手だてがどうしても必要だというふうに思うのです。この23年度見込みの単年度収支と累積収支、ここを崩さないで何とか財源手だてをしようと思うと、また他会計からの借入れなど何らかの財源手当てを行わなければ病院改革プランの達成はできないのではないかと思います。そういう当てはあるのでしょうか。

○（財政）財政課長

私どもが財政運営するときには、他会計からの借入れという方法は、最後の手段と考えておりますので、なるべくこの額を増やさないようにするというのが私どもの財政運営の基本ではないかと考えておりますので、他会計からの借入れを増やすことなく、計画の目標に努めてまいりたいというふうに考えております。

○菊地委員

課長はそうおっしゃいますけれども、この歳入の部分と歳出の部分、これはかなり綿密にもうぎちぎちの状態をつくったと思うのです。実際、病院事業会計に一般会計からの繰入れが必要になってくると、一般会計も歳入はもう大体決まっていますよね。であれば、歳出部分のどこを見直してそういうお金を出そうと考えていらっしゃるのですか、かなり厳しいのではないかと思います。それについてはいかがですか。

○財政部長

今日、報告した財政健全化計画（一般会計）の収支計画の前提というのは、現在見込める範囲の出なり、入りを試算してつくっておりますので、当然ながら今後、病院事業会計にかかわる不良債務の対応などというのは見込んでごさいません。そういう意味では、それが入ることによって、またこの収支計画を見直さなければならないということは多分にあるのだろうというふうに思っております。

もう一方で、平成21年度の決算がどのようになってくるのか、それから22年度の地方交付税や地方税がどうなっていくのか、この辺をあわせて見た中で病院事業会計の収支も考えていく。そして、一般会計においてどの程度のことのできて、収支計画をさらにどのように見直す必要が出てくるのか、あわせて考えていかなければならないというふうに思っております。

○菊地委員

職員にもかなりの負担を協力していただきながら、一年でも早くとの思いから、この財政の健全化に取り組んでこられたその努力は大変なことだったろうというふうに思います。

ただ、国の地方財政対策に助けられたと言いながらも、国の財政状況が今後どうなっていくのかという、見通しがなかなか立たないままでは、地方財政への影響も当然ありますので、国全体の経済のあり方だとか、国税をどういうふうに上げていくのかということに対する財政のあり方についても、地方としてしっかりと意見も言っていたきたいというふうに思います。

やはりきちんともうけているところからはしっかりと税金を取るという、その姿勢を国としても貫いていただきたいと思うのですが、税務長は首をかしげていらっしゃるんですけども、払っていただくべきところからは払っていただくということは国も地方も同じだと思いますので、そういう方向で、地方としても国に対してしっかりと意見を申し上げていっていただきたいというふうに思います。

それにしても、たばこ税が 1 パーセントの減から一気に 5 パーセントというふうに削減されていますけれども、これはやはりこの間の推移を見ての試算だと思うのですが、相当減っているということなのでしょうか。

○(財政)笹山主幹

委員のおっしゃいましたとおり、過去の傾向を見まして、前回の計画では 1 パーセント減だったものを、そこを改めまして 5 パーセントの減としております。

○菊地委員

愛煙家の職員は税金を取られて、吸う場所とられてというふうになって、寒い中で吸っていらっしゃるのを見て大変お気の毒だなというふうには思うのですが、でも健康のためにはなるべく吸わないほうがいいとも思ひまして、たばこ税が減っていくことについては、これは仕方がないのかなというふうに思っております。

次の質問に移ります。

◎放課後児童クラブについて

放課後児童クラブで何点かお尋ねしたいのですが、新年度から土曜日の開設拠点校が 1 校増えるということになりました。土曜日の開設拠点校と、その拠点校の登録児童数と、それぞれの拠点校に通う児童の状況についてお尋ねしたいと思います。

○教育部青木次長

放課後児童クラブの土曜開設拠点校の状況でございますが、市内では今年度、幸、量徳、桜、朝里、銭函各小学校 5 校で開設しております。3 月 1 日現在の状況で説明いたします。

まず、幸小学校につきましては、登録児童数 17 人で、この内訳として、幸小学校 11 人、長橋小学校が 6 人となっております。

量徳小学校につきましては、登録児童数 20 人、この内訳として、量徳小学校 4 人、手宮西小学校 2 人、花園小学校 4 人、緑小学校 1 人、最上小学校 4 人、入船小学校 1 人、奥沢小学校 2 人、潮見台小学校 2 人の 8 校で利用しております。

桜小学校につきましては、桜小学校の児童のみ 20 人が登録をしております。

朝里小学校につきましては、登録児童数 19 人で、この内訳として朝里小学校 17 人、最上小学校 1 人、望洋台小学校 1 人の 3 校が利用しております。

最後に、銭函小学校でございますが、銭函小学校 13 人、張碓小学校 4 人、桂岡小学校 1 人の計 18 人が利用しております。

○菊地委員

拠点校への通学校については、特に取決めというのはないのでしょうか。この学校はこの拠点校に行くといった

取決めというのではないのでしょうか。

○教育部青木次長

土曜日の拠点校については、どの学校を利用してもよいという内容の案内をしています。

○菊地委員

新年度からは緑小学校が拠点校になるといいますから、最上小学校、緑小学校、入船小学校あるいは花園小学校などからそちらに移ると考えられます。

ただ、今のお話を伺って、量徳小学校には、手宮西小学校から 2 名登録されているのですね。どういうふうに通ってこられているのか、わかりますか。

○教育部青木次長

量徳小学校に通われている手宮西小学校の 2 人は兄弟なのですが、保護者の方の勤め先が量徳小学校の近所ということがございまして、そちらのほうに車で送り迎えしているとお伺いしています。

○菊地委員

この手宮西小学校のお 2 人が量徳小学校に通われているということですが、手宮地域には拠点校がないのです。手宮地域ではこうした土曜日の放課後児童クラブの開設希望はなかったのでしょうか。

○教育部青木次長

これまで手宮地区の小学校の保護者から、同地区で土曜日に開設してほしいといった要望は聞いておりません。

○菊地委員

おたる子育てプラン（後期実施計画）というのをいただきました。このおたる子育てプラン（後期実施計画）の策定に当たりアンケート調査を行っているのですね。この資料編にあるアンケート調査では、放課後児童クラブの利用状況、あるいは今後の希望などのアンケート結果が出ていますが、土曜日の開設を希望する意見は、決して少なくはないというふうに見ました。新たに緑小学校での開設が決まったばかりですが、おたる子育てプラン（後期実施計画）の中でも、放課後児童クラブの拡充についてうたわれていますし、今後の人数の把握と対策について、土曜日の開設も含めてどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

○教育部青木次長

おたる子育てプラン（後期実施計画）の中では、私どもの放課後児童クラブについて、特に土曜日の開設について充実させていきたいということで考えております。

しかし、土曜日の利用状況を見ますと、今年度 4 月、5 月に試行ということで実施したところ、必ずしもその利用人数が多くないということも一つにはございます。また、現在、拠点 5 校で行っている開設につきましても、それぞれ人数が 20 名以下という状況になってございますので、すべての学校で土曜日開設するのは難しいのではないかという認識ではおります。

ただ、今後、それぞれの学校での土曜日の利用状況などを見極めながら、開設校の拡大などについて研究してまいりたいと考えております。

○菊地委員

もう一点、放課後児童クラブを利用されている保護者、あるいはこれから利用したいとおっしゃっている保護者の希望としては、学年延長についてのニーズも結構あったのですね。せめて 4 年生まで、できれば 6 年生までというのもありました。この希望はそれほど多くはなかったと記憶しているのですが、この学年延長についての見通しは、いかがでしょうか。

○教育部青木次長

アンケートの中では、学年延長という希望について、確かにございました。ただ、大まかな利用実態といたしまして、1 年生の利用が約 5 割、2 年生になりますと 3 割、3 年生が 2 割となっております、学年進級とともに利

用実数が減っていくという状況がございます。一方で、4 年生以上になっても放課後児童クラブが必要だという、個別のニーズもいろいろとあろうかとは思いますが、その点については、それぞれの個別のニーズをお伺いしながら検討してまいりたいと考えております。

○菊地委員

放課後児童クラブをはじめとして、放課後の子供たちの過ごし方については、これから学校の統廃合の進展により通学距離がさらに遠くなりますから、そうなりますと統廃合と同時に、放課後児童クラブのあり方についてもいろいろ独自に計画なり考え方なりを検討していかなければならないと思うのですが、市教委として、この土曜日のあり方も含めて、生涯学習の面から今後の取組や計画などがございましょうか。

○教育部青木次長

今後、小中学校の統廃合が進行していくことになりますが、その際には、当然小学校の数が減ることになりますので、通学距離も遠くなるということになります。そういうことで、現段階ではどのような形になるかは、姿は見えてまいりませんが、一つの考え方としては、統合された学校の放課後児童クラブでは、土曜日をなるべく開設するような方向で考えていくという方法もあると思います。

○菊地委員

放課後児童クラブは教育部の担当ですよね。私は、子供たちの放課後の過ごし方について、児童館等の整備も必要と思っているのですが、これはまた教育部の所管ではないものですから別なところで話していきたいと思いますが、ぜひ放課後児童クラブのますますの拡充をお願いしておきたいというふうに思います。

◎グループホーム等施設の防火対策について

次に、消防本部に伺いますが、3 月 13 日に札幌市北区のグループホームで火災が起きました。7 人もの犠牲者が出るという痛ましい事態となったのですが、これを受けて消防庁、それから北海道からも防火体制の指導を徹底する旨の通知が出されたようですが、まず、こういった内容なのかお知らせいただきたいと思います。

○（消防）予防課長

一昨日午前 2 時半ごろ、札幌市北区の認知症高齢者グループホームの火災により死者 7 名を生じましたことから、当日 3 月 13 日、総務省消防庁及び北海道より、認知症高齢者グループホーム等の利用者の入所を伴う社会福祉施設等に対し、防火安全対策のさらなる徹底を図るよう通知が出されております。

○菊地委員

新聞報道で知る限りでは、この施設では消防法違反があり指導を受けていたとのこと。小樽市内のグループホームに対して消防署が指導を行った結果、同様に消防法に違反する施設があったのかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○（消防）予防課長

グループホーム等に対する立入検査につきましては、当本部で把握の社会福祉施設、通所・入所も含め 101 施設の事業者に対し、査察区分に基づきまして年 1 回、立入検査を実施するほか、査察の必要のある対象物につきましては随時立入検査を行い、消防設備の維持・管理状況、火災発生の通報、消火避難体制、避難誘導体制について関係者に対し、防火安全体制の確保について必要な指導を行っているところでございます。

また、不備事項等につきましては、現在、この 101 施設に対し、不備事項がある対象物につきましては、防火管理者の未専任が 2、消防計画未作成が 2、消防用設備の点検報告未提出が 1 となっている状況でございます。

○菊地委員

答弁をお聞きして実際にこういうふうにさらに指導が必要な施設があるようですが、消防本部としては、今後、どのような対策をとる計画でしょうか。

○（消防）予防課長

今回、3月13日、札幌市北区の火災を受けまして、当本部におきましては、同日発せられました総務省消防庁、北海道の通知に基づきまして、認知症高齢者グループホーム等の入所を伴う60の施設に対しまして、医療保険部とともに本日午後から特別査察を実施し、再発防止について呼びかけているところでございます。

○菊地委員

火災が起きた施設が認知症の高齢者の入居施設で、夜間勤務が1人というのは、災害が100パーセント起きないことを前提にしているようなものであり、改めてお寒い状況なのだというふうに思いました。この辺は消防法の及ぶところではないのですけれども、皆さんが査察などを行いながら、火災が起きないように指導していてもこういうことが起きるといのは非常に残念ですし、このような施設職員の配置基準では、入居者の命を守ることができないということを現場の皆さんから消防庁に上げていただき、消防庁から厚生労働省に声が届くようにしていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○消防長

今の御質問でございますけれども、土曜日の火災を受けて、札幌市の消防局においても関係部局とともに、いろいろな角度から検証すると聞いてございます。

それと、やはり今御質問の後段ですけれども、監督官庁も違いますし、それから全国的なことでもありますので、手順としては、まず全国消防長会北海道支部の中で札幌市消防局のこの検証結果を聞いた上で、必要であれば、全国消防協会北海道支部の中で論議してまいりたいということで考えております。

○菊地委員

ぜひお願いしたいと思います。

◎警防業務規程について

次に、小樽市警防業務規程について、何点かお尋ねしたいと思います。

警防業務規程の出動区分の変更については、新年度からということになるのですが、変更する部分についてお知らせいただきたいと思います。

○（消防）警防課長

警防業務規程の出動区分は、同規程の実施要綱に定められております。これは、このたび消防署の朝里出張所が新築されまして、そちらのほうに救急車が配置されましたことから、救急車などの出動の区分が変わっておりますので、出動計画を変更するものでございます。具体的には、今まで花園出張所の救急車が出動しておりました朝里支署管轄の救急出動を、朝里出張所の救急車が出動することとなるものでございます。

○菊地委員

警防業務規定における1次出動で変わった部分について、お知らせいただきたいと思います。

○（消防）警防課長

1次出動につきましては、今までは「はしご2号車」が2次出動で出動しておりましたけれども、これを1次出動に繰り上げてございます。

○菊地委員

一般建物火災における1次出動にはしご車が加わったということですが、このはしご車で火災現場に到着した隊員が実際にやることというのは何でしょうか。

○（消防）警防課長

はしご車の隊員が行うことということでございますけれども、もちろん高所の救出・救助ですとか、高所からの放水活動、これが必要な場合にはもちろん放水活動なり、救助活動を行います。

ただ、はしご車と救助工作車の運用は、救助隊員が行っています。

今までは、1 次出動で救助工作車のみ出動しておりまして、一般的な救助活動、それから人命検索活動を行っていたものでございます。このたびの改正で、1 次出動ではしご車も出動しますので、結果的に救助係員全員が、火災当初から人命検索や救助活動にあたるということでございます。

○菊地委員

一般建物火災で1次出動時、はしご車 1 隊の出動中に中高層建物火災の出動がかかった場合、市内に残るのは「はしご車 1 隊」になってしまいますよね。これまで一般建物火災で出動中の中高層火災発生時の出動はどのように対応しているのか、はしご車 1 隊で本当にそれに対応できるのだろうかという心配があるのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○（消防）警防課長

実際に一般建物火災出動があつて、その直後に中高層の建物火災があるという、そもそも火災があつたときに 2 次火災が発生するということが非常に少ない事案でございますので、今までそうした出動があつたということはありません。

○菊地委員

1 次出動にはしご車を出動する体制を組み込んで、初期消火を強化することに力点を置いた出動体制だというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○（消防）警防課長

そのとおりでございます。

○菊地委員

今、初期消火で火災を食い止めることに力点を置いた出動体制だということをお聞きしました。

ただ、これまでは 1 次出動で食い止めるのが困難と判断した際に、すぐ 2 次出動をかけると思うのですが、この 2 次出動で出動する分隊が 5 隊から 3 隊に減っているのですよ。1 次出動で手に負えないから 2 次出動があるのであつて、そこを 5 隊から 3 隊にするというのは、逆に弱体化になるのではないかというふうに思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○（消防）警防課長

今までは、2 次出動で放水隊 3 隊のほかに、このはしご 2 号隊と救急隊が出ておりました。

今回、5 隊から 3 隊になると申しましても、放水隊自体の 3 隊は、変わっておりません。そして、はしご車 2 号隊は既に出動しておりますので、それについても変わっていない。救急隊が 1 隊、2 次出動から抜けることになりますけれども、そもそもこの救急隊の業務につきましては、けが人などに対応するための救急出動ではなく、いわゆる現場の情報収集などを行う目的で、これまで救急隊が出動していたものでございます。

現場における情報収集につきましては、現在、指揮隊のほうでも行っておりますし、今後予防課調査係なども出動しますので、救急隊による情報収集をやめたということでございます。

○菊地委員

一般建物火災の場合について、今、お話を伺いましたが、中高層建物火災についても 1 次出動も変わらないですし、2 次出動で 5 隊から 3 隊になっているのですが、これについても、今お話伺ったような内容であると理解してよろしいのでしょうか。

○（消防）警防課長

中高層建物火災につきましても、同様でございます。

○菊地委員

私は、結局消防車両や消防職員を減らしてきたので、こういう編隊しかできなかったということではないのかというふうに思ったのですが、この問題は引き続き全体を見ながら問題提起もさせていただきたいというふうに思い

ます。

◎消防自動車の点検について

最後に、実は 3 月 11 日付けの新聞、根室市の消防署の消防自動車が、消火出動中にポンプが詰まって消火活動ができなかったという記事が新聞に出ていたのですが、小樽市の消防自動車のポンプ車の点検については、きちんとやっているのでしょうか。

○（消防）警防課長

3 月 11 日の道新の朝刊だと思いますけれども、根室市の消防本部で泡消火装置のついた消防ポンプ自動車のシステムに薬剤が詰まったということがあったようでございます。小樽市ではこのような消防ポンプ自動車は使用しておりませんので、このような事例はございません。

○菊地委員

わかりました。消防力の強化については、引き続き全体の推移を見ながらまた問題提起をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○山田委員

◎財政再建計画の収支計画の見直しについて

それでは、財政再建計画の収支計画の見直しから何点かお聞きします。

まず、私がこの計画を見た感想について一言申し上げます。現下、市長公約の財政再建を今期期間中で確実にしたいという、こういう強い決意が表れた結果の産物と思っております。計画の内容では、地方税や使用料及び手数料や諸収入等の歳入に前提条件がある中、団塊の世代の定年後の不補充など、累積赤字額は平成 21 年度と同額の 4 億 9,200 万円であり、経費節減などにより累積赤字額を 1 億 1,800 万円とすることを目標とした内容です。計画より 1 年早く、平成 23 年度には累積赤字が解消され、財政再建団体に陥る不安を解消し、市民に安心を与える待ちに待った計画であると思います。この財政赤字の解消を目指す計画が 1 年前倒しで達成する見通しとなったことを、目の当たりにして、まず感想をお聞かせ願いたいと思います。

○財政部長

先ほども申し上げましたけれども、1 年前倒しという形にさせていただきました。平成 20 年度決算でかなり黒字が出たということと、それから 21 年度決算においても、単年度黒字化が何とか見えつつある状況を前提とした計画でございますので、先ほど言いましたように、21 年度決算がどうなるか、あるいは 22 年度の地方税、地方交付税がどうなるかということ、あるいは他の要素によって、さらに見直さなければならないことは、たくさんあると思います。一方で財源対策として他会計からの借入れや職員給与のカットを続けていくということも前提としておりますので、相変わらず厳しい状況にあるということは実感しておりますけれども、とりあえずこれまで計画どおり順調に解消が進んでいくということを踏まえた計画案でございます。

○山田委員

それでは、収支計画の細部についていろいろとお聞きしてまいります。

まず、歳入についてですが、個人市民税は 3 パーセントの減ということですが、本市の人口は、毎年 2,000 人から 3,000 人が減っております。その予測にかかわって、3 パーセントの減少という見込みで持ちこたえられるのか、それともう一点、法人市民税については、前年同額を見込んでいますが、増収対策に結びつく企業誘致など何らかの手だてを打たないのか、この 2 点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（財政）笹山主幹

まず、個人市民税 3 パーセント減についてですが、平成21年度と22年度の当初予算を比べますと約6.3パーセント減となり、非常に落ち込んでおります。今の計画自体が21年度をベースにしているからといって22年度は6.3パーセント減を見込むということまでにはならないと考えております。それで、過去の傾向から 3 パーセント程度の減ということにさせていただいたものです。

それと、法人市民税については、同額としておりますけれども、厳しい現在の経済状況の中、どういうふうに見るかはいろいろあるかもしれませんが、21年度も国の政策で大きな景気対策をやってまいりましたので、その効果も期待しながら増額としたところでございます。

○財政部長

企業誘致の関係で何か手だてを打たないのかというお話ですが、御存じのように、本市は、企業立地促進条例を制定しておりまして、固定資産税の 2 年間免除という制度も持っております。おかげさまで、その辺のことが活用されての企業誘致が一定程度進んできているようでございますので、産業港湾部ともども機会があれば、その周知に努めていくということも一つの取組ではないのかというふうには考えております。

○山田委員

今、御答弁をいただきましたが、個人市民税は平成21年度と22年度の対比で6.3パーセント減ということですが、収支計画上の予測としては 3 パーセント減ぐらいにしたと考えてよろしいのですよね。

○（財政）笹山主幹

そのとおりでございます。

○山田委員

私一人の力ではなかなか6.3パーセントから 3 パーセントに落ち込みを回復するということではできませんけれども、引き続き市民税や法人税の増収に努めていただければと思います。

次に、固定資産税、都市計画税の評価替えの影響と、地方交付税、これは説明では、別枠の加算分の減が約 5 億円、国勢調査した時点ではまた 5 億円、合計10億円ぐらいの見込みであるという説明を受けております。この点について、まず評価替えの影響がどの程度あるのか、それと地方交付税についても一度説明をお願いいたします。

○（財政）笹山主幹

まず、固定資産税と都市計画税についてですが、今回、前回の財政健全化計画の見直しと同様、固定資産税については平成24年度について 3 パーセント減、都市計画税については4.2パーセント減、23年度に評価替えありませんので、22年度の予算と同額と見ております。何パーセントで見るかというのは、いろいろな分析の仕方があると思うのですが、これについては恐らく21年度に行った評価替えのパーセントとそれほど大きくは変動しないだろうという前提で、この減少率により算定させていただいています。

それから、地方交付税についてですが、21年度に地域雇用創出推進費というものがございまして、これは一般の交付税とは別枠で雇用対策のために設けられたものでございますけれども、国の枠としてこれが5,000億円ございました。この小樽市への配分額が、2億7,900万円になります。今回、5,000億円が倍になりまして、国の枠として9,850億円とほぼ倍になりました。それで、小樽市の配分額も倍近くにはなるだろうということで、この分として5億円を見ています。残りの5億円についてですが、これも先ほども説明させていただきましたけれども、国勢調査に関する影響分として、過去の実績を見ますと約5億円はあるだろうということで、合計10億円を見ております。

○山田委員

固定資産税などについては、減少率を見込み算定されているということで承知いたしました。また、国勢調査の部分で約5億円、ある程度こういう金額を歳入に見込んでいるということですが、私の見解ですけれどもこういう部分については、もう少しあればよいなという感じがします。

次に、財産収入と寄附金についてですが、これは平成21年度と比較すると約 2 分の 1 になっています。この内容と、もしあれば改善策について伺います。それともう一点、地方債の中の公的資金借換債なども見込んでいますが、22年度以降の公的資金借換債はゼロベースということではよろしいでしょうか。その点についても伺います。

○（財政）笹山主幹

まず、財産収入と寄附金でございますけれども、平成21年度に比べて22年度が約半分になっている理由でございますけれども、21年度当初予算は約8,000万円ございまして、6,000万円ほどの補正をして増えているような形になっておりまして、その内訳としましては、まず小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例に基づく寄附金で2,400万円、それから今定例会に追加で上程させていただいています北海道の医療給付事業補助金返還金充当財源として、小樽市職員福利厚生会からありました寄附金でございますが、これについて3,400万円、これで合わせて約6,000万円を取り崩しています。

21年度当初も、22年度当初も、一般的に今、土地の売払い等については、これぐらいで売れるのではないだろうかという予測の下で計上させていただいてあるものでして、遊休資産の売却等についても、この科目で整理するのですけれども、過去さまざまな遊休資産を売却してきた経過がございまして、今、売れる見込みのある資産としては、具体的に思い当たるものがございませぬけれども、そういった資産についてもさらに検討していこうと思っております。

○（財政）財政課長

私のほうからは、公的資金借換債が平成22年度見込みからゼロベースになっているのはなぜかとの御質問に対して答弁をさせていただきたいと思えます。利率が5パーセント以上の公的資金につきましては、19年から21年度の3年間、小樽市一般会計の約24億円の借換えを実施しております。22年度の地方財政計画でも公的資金の対策を打ち出しておりますが、小樽市におきましては、基本的に19年から21年の3年間でこの対策は終了したというふうに考えておりますので、22年度以降は見込んでおりませぬ。

○山田委員

そうですね。今、公的資金借換債については、ある程度借り替えるような資金がもう平成21年度で終了したということで、よくわかりました。その代わりとなる借換債などはどのようなものがあるのか、お教え願いたいと思えます。

○（財政）財政課長

先ほどの説明では詳しくはわかりにくかったかもしれませんが、一応5パーセント以上の公的資金のものにつきましては、21年度でもうすべて終了しておりますので、同じような対策として21年度で終わっているというふうに理解しておりますので、今後は考えておりませぬ。

○山田委員

わかりました。5パーセント以上は考えていないということですね。

次に、公債費と扶助費などの歳出について少しお聞きします。

扶助費については、先ほど菊地委員が言われたように平成23年度以降は、毎年3億円増を見込んでおります。また、公債費については、公的資金の借換えの効果が出ていると聞いております。

まず、扶助費の中でも子ども手当の国の支出分としては、平成23年度では35億9,000万円、24年度では40億5,600万円となっています。その点について、どのように推移すると見込んでいるのか、今後一般会計でどのように財源手当てをしていくのか、それらの点についてお聞かせ願いたいと思えます。

○（財政）笹山主幹

今回、毎年 3 億円程度の増と見込んでいますのは、平成19年度、20年度、それから21年度の見込みも含め、現在の計画では毎年 2 億円ということで試算しておりますけれども、大体 3 億円ございましたので、3 億円を毎年増えるという見込みで計上させていただいております。子ども手当については、全額が国から、支出金として配分されますので、一般会計には影響はありません。

○山田委員

はい、わかりました。

最後に、病院事業会計への繰出金についてもお聞かせ願いたいと思います。

不良債務解消分については、平成22年度、23年度、24年度と、この収支計画で見込まれております。実際問題、私は、この金額で推移できるのかと思っています、22年度は19億円ですので、後年度においても同額ぐらいで推移することになるのではないかと心配をしているのですが、病院事業会計への繰出金についての見込み額は、どのような根拠によるのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○財政部長

病院事業会計への繰出しでございますけれども、先ほどもありましたが、現行計上しておりますのは、基本的には直す前の健全化計画なり病院改革プランなりを踏まえて繰出金を計上しているのですけれども、平成21年度、22年度は、病院事業会計の収支がかなり病院改革プランの収支計画を下回っておりますので、次の展開に向けていくときに、そういう状況にどう対応していったらいいのか、病院局のほうでも自分のところの収支と合わせて一般会計からの繰入れについてどういう考えで望むのかというあたりは、今後、整理されていくと思っておりますので、その段階でもお話を聞いて病院局のほうとも協議はしていきたいというふうには思っております。先ほどの御質問にもありましたけれども、繰出金にしても大前提となります一般会計の収支計画上の限界といえますか、そのためのいろいろな条件もありますことから、それらを十分協議していこうと思っております。

○山田委員

市立病院については、本当に我々も注目しております。なるべく早くこうした一般会計からの繰出金がなくとも安定した病院の運営をしていただければと思っております。質問は、これで終わります。

○横田委員

◎教職員の勤勉手当の査定について

教育委員会にお尋ねをいたします。

年明けたので一昨年ですか、平成20年に教職員の勤勉手当の査定が始まりまして、そのときにいろいろお聞きをいたしました。査定に当たって、道教委からどのように教職員の評価、評定、査定をしろという指導が来いますか。

○（教育）学校教育課長

勤勉手当に係る教職員の評価につきまして、制度導入の際に、制度の手引あるいは質疑応答集などを教職員に示しながら制度の導入を図っています。

○横田委員

たぶん、こういうふうにしなさいという道教委の指示などが手引書などに書いてあると思うのですが、私から言ってもいいのですけれども。これについて、内容を説明してください。

○（教育）学校教育課長

それぞれの期間ごとの評定の際には、予断を持たずにすべての教職員に公平になるように評定・評価を行いなさいということで指示されております。

○横田委員

ちょっと納得がいきません。もうちょっと言うと、こうやって言っているのですね、先ほども質問しましたが、特定の教職員のみを特定の成績区分に連続して適用することなく、今言ったように、すべての教員を対象として公平・公正な評定・判定を行うこと。要するに、同一の教職員が同じ区分にいてはだめだよと、簡単に言うと、回しなさいともとれる記述ですけれども。そのときに心配したのは、教職員組合から当然のように、道教委がこう言っているのだから、同じ区分に置いてはだめだよという指示といいましょうか、そういうのが出ているようであります。以前に、そういうことはないですねという質問を教育委員会にした際には、大丈夫だとおっしゃっていたのです。平成20年12月、それから21年6月と12月の3回にわたって質問をしていますけれども、どうですか、これまでやってきて、そういうことがあるのかないのか、実態をお聞かせください。

○教育部川田次長

この勤勉手当の査定に当たりまして、今、横田委員もおっしゃったように、特定の教職員のみ当たることなく、公平・公正な査定をなささいということで私どものほうも聞いておりまして、以前、横田委員のほうから質問があったときも、そういうことはないという答弁をした記憶がございます。

そして、これについては、過去3回ぐらいもうやっているわけですが、私どもも道教委の通知に基づき、校長会を通じて、今言ったように、公平・公正な査定をしてくださいという形で校長会にお願いをして現在に至っているという状況になります。

○横田委員

評価制度ですから、当然ですよ。変な予断が入ったりしてはならないというのは当たり前のことなのですが、仮にA管内B町としましょう。ある町の教職員の今の評価に関する数字を、我が党で入手しましたが、これで見ますと、A、B、C、D、私が評価したわけではないのですが、このランクのAとDは特殊ですから抜きますが、Bが優秀ですね、Cが良好という区分なのですね。おおむねA、Bで40パーセント、残り60パーセントがCとなっている、懲戒処分があった場合などのDはほとんどないようです。こうした区分の範囲内でやっているようですが、このB町は150名ぐらいの教職員数ですが、3期連続B評価だった人は1.9パーセントの3人しかいないのですね。それから、C評価が3期連続評価の人は34人と21.9パーセントという数字です。これをどう見るかは、それぞれ分析の違いなのでしょうけれども、通常の企業だとか、あるいは社会通念上、職員を評価する場合、これほど出入りはないと思うのですよ。ボーダーラインの人が入れ替わることはあるのでしょうけれども、優秀な人はたぶんずっと優秀でしょうし、それからそれなりの人はそれなりに、そうでもない人はそうでもないままというように、大体は固定されるのかと思いますが、今のこのB町の資料を見ると、3期連続して同じ区分にいる人がほとんどいないのですね。これは、分析の仕方もあるでしょうけれども、どういうふうに行われたのか。さっきも言いましたが私が見るに、これはC評価の人が次にB評価に移行して、B評価だった人がC評価に移行するといったように評価をまわしている実態が、この数値に出ているのではないかなという気がしますが、どうでしょうか。

○教育部川田次長

私どものほうですが、勤勉手当の査定をして、その数字というのは、特につかんでいるわけではございませんし、今、横田委員が言ったそのB町の数字は私ども承知してはございません。

ただ、先ほども言いましたように、私どものほうではきちんと校長会を通じて公平・公正に評定をしてくれということは指導してございますし、また、私の認識として、今のこの数字でB評価はかなり低いようなイメージを持っておりますし、C評価は21.9パーセントということでしたので、私の印象ですけれども、本市よりはちょっと低いかなという印象を持っております。

○横田委員

このB町では、3期連続でC評価という人が2割しかないということです。今の御答弁では、本市ではこれよ

りは高いということですか。

○教育部川田次長

3 期連続 C 評価の割合について、小樽市は B 町に比べて同程度か、若干高いというふうに、私の印象では思っております。

○横田委員

数字は、出てないのですか。

○教育部川田次長

数値的には、今、持ち合わせてございませんので、あくまでも私の印象として話をさせてもらいました。

○横田委員

私が入手した資料によると、北海道全体で、3 期連続 C 評価という教職員の割合は、10 パーセント台のようです。ですから、小樽は「しっかりと」と言ったら変ですが、適切に行っているのかなと思うのですが、私は、本市の教育委員会を責めているということではなくて、道教委が査定評価制度をつくるときにどういう協議をしたかわかりませんが、通知をどのように読み込んでも「特定の教職員のみを特定の成績区分に連続して適用することなく」というくだりは、書く必要はないのですよ、はっきり言って。公正に、予断を持たずしっかりやれと書けばいいだけのことを、道教委がどうしてこういうふうに書いたかはわかりませんが、私は、このことで誤解を生むおそれがある、非常に極めて大きなところだと思うのですね。私がこうやって指摘しているのは、教職員によっては、ちゃんと回さなければだめではないかと現場で言っている方もいるかもしれないし、いやいや、これは解釈が違うのだよと言う方もおられるかもしれないので、このようにあいまいなままの状況が現場では一番大変だと思うのですよ。だから、これから当然査定は続くわけでしょうから、市教委としても道教委にちゃんとわかるようにやっていただきたいと言うべきところは言っていたきたいと思います。

ところで、職員の評価については、知事部局でも同じ A B C D の評価なのでしょうか。まあ、いいです。やっぱり市民も、今、教職員については、大変に関心を持っておられますので、勤務の査定をするのに、何回も言うのですけれども、今回、A さんになったから次は B さんにしようとか、そういうことがあってはならないという、そういう意思ですので、当たり前ですけれども、ゼロベースからというか、それこそ教職員ごとにしっかりと査定して、評価をしていただきたいというのが私の質問の趣旨ですから、御答弁をいただいて質問を終わろうと思います。

○教育部長

今、委員が言いましたとおり、平成 20 年 12 月から始まりまして、21 年 12 月で 3 回行いました。それで、道教委の制度ですけれども、A 評価及び B 評価というのは 40 パーセントですから、3 回やると 120 パーセントですよね。ですから、委員が言われているように、仮に順番でやるという場合、3 回やると 1 回は当たるという計算になりますよね。まずその部分から言いますと、小樽市では、そういう実態はありません。逆に言うと、評価が B、B、B ということもありますし、C、C、C という、そういったことにもなっています。

ただ、先ほどちょっと次長からその数字の部分についてお許しいただいたのは、最終的にはこれは北海道教育委員会が決めることですから、進達をする地元の教育委員会として、何パーセントだということの数字を出すことについてはちょっとお許しいただきたいというふうに思っています。ただ、委員が言われるような実態にはございません。

ただ、道教委も、これで 3 回経過したということで、この制度の検証といいますか、その選考の仕方ですとか、そういった部分についての文書は来ています。こういうことに留意して判定をしてほしいというようなことでの文書は、道教委から地元教育委員会を通じてそれぞれ現場の判定する校長先生のほうに通知しております。

ただ、御理解をいただきたいのは、この制度は年 2 回あるということなのです。要するに半期ずつ、それぞれ

の教職員がどう頑張ったかということについての評価ということで、あくまでも半期ごとに教職員の評価をするという制度であり、そういった仕組みになっているということは御理解をいただきたいと思います。繰り返しになりますが、委員が危ぐされているように、順番でやっているのではないかという部分について申し上げれば、小樽市ではそういう実態がないことだけは申し上げておきたいと思います。

○横田委員

まさしく、そうだと思うのです。ある人から聞いたところによると、先ほどの道教委の数値としてお答えになった10パーセント台の評価数ではないですけれども、小樽市では比較的というか、しっかりそういうことをやられているということでした。ただ、ほかのところがそうでもないので、小樽市で、もう少し下げたらどうだみたいなことを、下げたらというのは、言ったとか言わないとかという、これは憶測ですからここでは言いませんけれども、そういう声も聞こえてくるのは確かです。ですから、それこそまた繰り返しになりますけれども、評価においてはしっかりと毎回毎回やっていただきたいというのが趣旨でございますので、よろしくお願いします。

◎新幹線延伸について

それでは、質問を移しますが、御案内のように新幹線建設については、政権交代になってから札幌延伸の工事の進捗よく状況がどうなっているのかさっぱりわからない状態になっています。民主党議員のいろんな動きも報道されていますけれども、現況はどうなっているのだろうという素朴な疑問についてお聞かせをいただきたいと思います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

新幹線の現状についてですけれども、昨年9月に政権が交代いたしましたして、しばらくは整備新幹線に関する方針が決まっておりました。その後、昨年12月に国土交通省政務三役、大臣と副大臣2人、それから政務官3人、計6名で構成されます整備新幹線問題検討会議というのが設置されまして、整備新幹線の整備に関する基本方針ですとか、当面の整備新幹線の整備方針というのを決定いたしました。さらに、検討会議の下で調整会議という協議機関を設置いたしていました。これは、国土交通省、それから総務省、財務省、この政務官3人により構成されるものなのですが、現在までに4回ほど調整会議が開催されております。2回目以降からは、北海道知事ですとか、岩手県、青森県の知事からヒヤリングを行い、3回目では、北陸新幹線の関係自治体の知事から、さらに3月9日、つい先日なのですけれども、4回目の調整会議におきましては、JR東日本ですとか、JR貨物からヒヤリングを行っておりまして、より具体的な検討を現在行っているところでございます。

○横田委員

私もホームページ見たりしているのですけれども、どうもいろいろはつきりわからないというのが実情というのが自分の感じなので、当たり前の真ん中ですけれども、新幹線が小樽に入るとなると、当然まちづくりにとって非常に大きな影響があるわけですよ。それが、今お話にあったように、現況でははつきり言っているかわからないような状況になっているのですけれども、担当部局である新幹線・高速道路推進室の室長として、新幹線と高速道路、小樽一余市間の事業にずっと取り組んでこられた高橋室長に最後にちょっとお聞きしたいのですが、今後の大局的な見通しというのか、国の動きはもちろんあるので、なかなか小樽独自のというふうにはいかないかもしれませんが、それから新幹線が入ったときの本市の効果だとか、こういった大きな効果があるのだというものを、総括的にお聞かせ願いたいと思うのですが、いかがですか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

総括的にということでございますので、まず私どもといたしましては、平成18年に「北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺整備構想」というものを策定いたしまして、新幹線を活用した小樽のまちづくりという考え方を、ホームページや広報おたるに示しております。そういった中で、具体的な数字につきましては、北海道商工会議所連合会だとか、そういったところで大きな数字を押さえておりまして、私どもとすれば、こういった効果があるかという数

字的なものは押さえてはおりません。

ただ、今お話がありましたように、今後のその動きの中での問題といたしましては、一応新幹線の財源スキームというのは地方自治体、北海道が全体の 3 分の 1 を出して、3 分の 1 の 10 分の 1 を自治体が出すというような、今のスキームになっておりまして、こういったことも今後、どうなっていくか見えておりませんが、基本的には変わりはないものと思っております。

それから、これまでも議会でございましたけれども、並行在来線の問題、このことにつきましても当然あると思いますけれども、ただ新幹線に絡めて在来線の問題だけでいいのかというのは、結構違った問題、人口減がどんどん進んでいきますので、そういった中での大きな広域体制という課題も当然出てきますので、そういったことがあると思っております。

最後に、三つ目の条件としましては、国が示す条件の中でこういったことが整理をしていかなければならないのか、これは小樽市だけではなくて、沿線自治体を含めての話になります。ともかく私どもとしましては、先ほども説明しましたように、今後、この新幹線をどう活用していくか、高速道路もできてきますので、小樽市にとって新幹線も含めて高速交通体系をどういうふうに活用していくかといったことが、今後の課題だろうかと考えております。

○横田委員

はい、わかりました。ぜひ政府与党にも頑張っていただきたいと思います。そして、我々が生きているうちに入ってくればいいなと思っています。

◎教職員の政治活動について

最後に、連日報道されております、教職員の政治活動について、教育公務員特例法に規定する政治活動の制限というのでしょうか、同法第 18 条第 2 項には罰則がないと規定しているのですけれども、これを罰則も含めて教職員の政治活動を見直そうという動きが出ています。私もちょっと勉強しましたが、国家公務員法に準じて人事院規則を適用する方向が検討されているのですね、政治活動については。相当細かく規定しているので、かなりの部分で抵触するところが出てくのかなと思います。

私も平成 16 年の選挙の際、某小学校の黒板に、候補者の大きなポスターが張ってあるのを見た保護者が怒って私のところに来て、事実関係はどうなのだという質問をどこかの委員会でしています。そのときに選挙管理委員会は、公職選挙法には抵触しないとの答弁だったと思います、それから教育委員会も組合員に貸与しているスペースなので、あるいは特定の人しか入れないところだからよいという答弁だったのですけれども、何か考え方が違うのではないかという気がしています。今後、こうしたことに关する教育長のお考えを伺って、私の質問を終わります。

○教育長

今、委員おっしゃいましたように、この 1 か月間、教育職員と政治のかかわりについて、いろいろと論議が新聞、さらにはいろんな学者のコメントが出されているところでございますが、私どもとしては、現在は札幌地方検察庁でありますとか、北海道警察で十分調査・捜査中でございますので、そのことについてコメントする立場にはございませんが、私ども小樽市教育委員会といたしましては、北海道の通知、さらには関係法令に基づいて、市民や保護者から信頼を得られるような、そういう教育行政を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○斉藤（陽）委員

◎財政健全化計画（一般会計）の収支計画の見直しについて

まず、各会派からも質問されていますけれども、財政健全化計画（一般会計）の収支計画の見直しについて、1

点だけ伺います。

先ほどから議論になっている、いわゆる病院事業会計への繰出しの問題ということなのですが、今回の見直しで 1 年前倒しということで、これまでの努力が成果として表れてきたのだという、そういうところは非常に評価を申し上げるわけですが、今後に向けたプラス要素としては、いわゆる過疎債が明るい要素として挙げられますが、一方でいわゆる病院事業会計の収支悪化ということが非常に大きな問題になっていまして、さらに一般会計では、税収減や地方交付税の先行きの不安定な部分、こういったマイナス要素もあるわけで、その辺を勘案しながら今回、前倒しで 1 年早めて収支均衡ということを打ち出されたわけですが、先ほどの財政部長の御答弁の中にも限界を見据えてというような言葉が聞かれたのですが、いわゆる一般会計から病院事業会計への繰出しの、新病院統合新築工事の基本設計の再開ということを考えれば、一般会計としても現在の計画に上乘せして繰り出すことができないよという話にはならないと思うのですけれども、ある程度はやむを得ないという考え方だと思うのですが、その辺のめど、いわゆる平成 20 年度、21 年度は 20 億円近くの繰出しがあったわけですが、今後についてもその辺まで覚悟しなければならないのかというような部分、一般会計から繰出しの限度といいますか、限界といいますか、この辺までは何とかしたいという腹構えだけお聞きしたいと思います。

○財政部長

金額の面でこのぐらいのめど、このあたりが限界だという考えを持っているわけではございません。申し上げましたように、平成 21 年度の決算あるいは 22 年度の財政収支の状況によってその辺は変わってくるだろうと思っています。ただ病院の新築統合というのは、間違いなく最大の懸案事項の一つでもありますので、何とかそれを実現するためには一般会計の収支がどこまでもつのか、その辺を見極めて、必要に応じて収支計画を見直しながらやっていかなければならないという思いで申し上げたことでございます。

○斉藤（陽）委員

見直しについては、ぜひ頑張ってくださいということです。

◎高額療養費の未請求の問題について

次に、いわゆる本定例会の予算特別委員会で集中審議も行われました、今回の福祉医療助成に係る高額療養費の未請求問題について、特に再発防止の観点で伺いたいと思います。

私は、ちょうど 1 年ぐらい前の平成 21 年第 2 回定例会で自治基本条例の制定にかかわって、行政情報の公開、また行政上のミスの情報共有という観点の質問を伺いました。そのときの質問のポイントは行政ミスを、いわゆる臭いものにふたをする、「隠す」ということをせずに、逆にオープンにするのだと、むしろこうした事例は財産なのだ、発生したミスを共有財産として、今後のミスを未然に防いでいくということが非常に大事だと、情報共有ということが大事だと主張しました。特に、市役所の中だけの情報共有、特に市役所の中でも幹部職員の間だけで共有するというのではなくて、議会も含めた形で、ということは市民全体でということになると思うのですが、市民全体でそういうミスについても情報を共有するという、そういう取り組み、ものの考え方が基本にならなければならないということを力説したつもりだったのですけれども、その辺の御理解といいますか、認識についてはどうでしょうか。

○総務部長

平成 21 年第 2 回定例会の予算特別委員会でしたか、答弁を覚えているのですけれども、まさに行政上で発生したミスの情報共有という視点だったと思います。現場では、さまざまな仕事をやっている、画一的なマニュアルづくりといったことは、なかなか難しいという、愚痴も含めてちょっと答弁をさせてもらった記憶があります。

今回の案件では、大変御迷惑をかけて、あつてはならないことが起きてしまったと、そんなことも十分踏まえれば、今の御質問にありましたようにミスを隠さず外へ出していくというのは、もうそのとおりだと思います。今回も、私どものいろいろと御指摘を受け、隠ぺい体質だとか言われましたけれども、決してそういうつもりでなくて、

初めから出すつもりで作業をやっていました。出すつもりがなければ、あれだけの作業をしませんから。あれだけの膨大な作業をやって、どこかで出していったら我々の考えを示していく、そういう前提でやっていたということは御理解をいただきたいと思います。

それから、今、お話にありました情報共有は非常に大事だと思います。ですから、どちらかという、今まで管理職中心だったそういった情報を、それをやはりどこまで共有していくのかというのは御指摘のとおりです。ですから、担当レベルまで同じ形でわかってもらう。さらに今、議会なり市民全体とどういう形で情報を共有できるのかという御質問もありましたので、先般、予算特別委員会でもこういった再発防止の観点では、少し外部の声も聞きなさいという御指摘もいただきましたので、今後そういう視点で取り組みますので、今の御指摘も踏まえて、少し整理をしながら進めていきたいと思っています。

○斉藤（陽）委員

問題点は、日常的によく起こる可能性のある軽微なミスを軽く見ないで、小さいうちに原因を徹底的に分析する、根本から改善するという姿勢なのではないかと思っています。不幸にして今回、非常に極めて大きな損失が出てしまったわけですが、ここまで来る間に、こういう大きな損失の生じるまでの間に幾つかの危険信号というか、シグナルがあったのではないかと。希望としては、そういったシグナルを早めにキャッチして適切に対処をする、傷口が大きくなる前に早めに対処することが非常に大事だと思うのですけれども、そここのところの対処ができなかったという部分についての反省といいますか、御見解をお聞きしたいと思います。

○総務部長

今回の案件について言えば、起きてから 4 年ないし 5 年間、極めて長期にわたって発見できなかった、これもまた異例で、弁解しようのない話だと私は思っているのですけれども。もちろん当初、何回も説明をしましたけれども、本人は、この業務については当然わかっていて、当初は行っていた。途中から、多忙を理由にその業務をちょっと横に置くようになって、ほかの業務をやって、それをやろうという本人の意思は、当初はあったのですけれども、半年、1 年たつうちに業務が大量になった中でなかなか処理ができなくなった。言ってしまうと、2 年目からは、やらなかった 1 年がチェックされなかった、同僚や上司から。そんなことも含めて 2 年目から、今度それが見えないような形にするのにきゅうきゅうとしていると。これはよくある話なのですけれども、やるという前提でなくて、それを隠すことにどうしてもきゅうきゅうとしていくという、それがこう 2 年、3 年、4 年とつながっていく。そういうことからすれば、わかっているやらなかった本人は極めて悪いというふうに一義的には思いますけれども、それを発見できなかった上司、そして組織というか、その体制のあり方、それは極めて問題だろうと。

ですから、今、お話にありましたとおり、軽微なミスから危険信号、落とし穴という表現で御指摘がございましたけれども、それはやはり日常、職場で毎日一緒にいれば、その人間の一举手一投足、あるいは物の言い方を含めて感じる場面はあると思います。特に 8 時間以上一緒に毎日いるわけですから、言ってしまうと、家族より長く一緒にいて、ある意味、その人間の性格や気持ちまでわかってしまうと、そこまで発見できる力は僕はあると思っています。ですから、やはり通常のコミュニケーションなり職場での物言いなり、今、おっしゃったような、そういうものを発見できる余地はたぶんあったのだろうと。ですから、今、私が言いましたことも含めて、これは当然チェックできる仕組みだとかシステムをつくりましても、それ以外にプラスアルファとして、今言ったような人間関係なり、いわゆるコミュニケーションなり、そういう要素も十分にやらなければならないと思っています。

○斉藤（陽）委員

今回の原因が、本人がふまじめだと、「け怠」ということで怠けたということが一番大きなことだとは思いますが、そういう要素がないというわけではないのですけれども、再発防止という、業務の改善の観点でこの問題をとらえたときには、むしろ本人のふまじめという部分は置いておいて、どういうことをやったらこれを防げるのだ

という観点から見ると、いわゆる本人の怠けという部分ではない要素というか、そういった部分にむしろ着目していくと、そして改善していくということが今後につながるのではないかと思います。

そこで、今回の問題が、担当者が被保険者から委任状をいただき、保険者のほうに高額療養費として請求をすると、高額療養費未請求事件調査検討委員会報告書の中の「関係者からの聞き取り調査に基づく問題点の整理」を見ましたら、委任状をいただくことが大変だとは言っていないですね。この報告書の13ページのところは、総務部の担当された部分だと思うのですが、該当者の抽出作業及び請求額の算定作業をしなければならないことはわかっているけれども、これをしなかったのだと。そのために該当者に委任状の依頼ができなかったと。そもそも委任状がもらえないのが大変なのではなくて、委任状を出すための算定作業だとか、抽出作業だとか、そういったことからやっていないということなのですね。この問題というのは、こういう業務が他の担当者の目に触れないというか、私はちょっと勝手に名前をつけて、「タコつぼ的」とか、「袋小路的な業務」という、要するに一人の担当者がその業務を、その一人の担当で完結してしまうという、ほかの人がかかわってこないところで一人で終わってしまうという、そういう仕事の性質があると思うのです、特に金銭にかかわる、これが非常に危ない部分だと思うのですが、そういった業務についてのチェック体制というのは、これは今回、いわゆる高額療養費の請求、未請求、請求ミスという、請求しないということで問題になったのですけれども、似たように一人の人が担当していて、他の職員がかかわってこないで一人で終わってしまう、しかもお金にかかわっているという、そういう危ない業務というのはほかにないのだろうか。全庁的にそういう部分はチェックをして、こういう業務は危ないよという、何人かでチェック体制をとりましょうねという、そういう業務の分析というか、対応というか、今回の問題を将来に向けて改善する一つのポイントというか、観点として、業務分析というのかな、業務の性質を分析して、こういうことにはこういう危険性があるからこういう対応をしようという、そういうことをぜひやっていただきたいと思うのです。

再発防止について、22ページ以下に、全職場用にいろいろ分析したのが、22ページ、23ページ、あるのですけれども、そういう業務の細かい分析の上でのチェック体制の強化みたいな部分がちょっと漏れているのではないかと考えたので、その部分について、改革の観点というか、改善のポイントをお聞きしたいと思います。

○総務部長

今のお話は理解しているつもりです。

一つは、これまで、どちらかというと、中心的に力を入れていたのは、今、お話にありました金銭にかかわる業務、特に金銭を扱う業務ですね。それから、その人間が現金なり、現金を扱うのは当然なのですが、現金を扱わなくてもお金をいろんな口座に振り込んだりすることができる業務、こういうものがどちらかというと、これまで何件かありました不祥事の温床で、お金を扱うということで事故を起こす、そういうことがこれまで何度かあって、御指摘を受けている。そのところについては、今、お話にあったダブルチェックなり、あるいはローテーションを図るなり、決裁機能を強化するなり、さまざまなことをやってきたのが事実なのです。ですから、そういういわゆる不祥事の中でも、本当にいけない横領だとか、そういうものはどちらかというと中心的にやってきたのですが、今回の案件などは、現金を引き出すことはできない業務なのです。ただ、おっしゃるとおり、本人自身がお金を自分で横領することはできない業務だけれども、つまりこういう形で迷惑をかけることはある業務なのです。それは御指摘のとおりだと思います。そういう部分では、そういう見方をする中でのチェック機能というのは、そういう金銭を扱う業務と違って、なかなかダブルチェックなりという形できっちりやってこれなかったのは、御指摘の面もあるのだと思うのです。全業務を私が掌握しているわけではありませんので、今、おっしゃった中身なども再度また抽出をしながら、やり切れる部分でどういう対応ができるのか、ダブルチェックなり業務ローテーションなり、いろんなことを今後やっていきますので、今、お話の部分についてもできる限りチェックをしながら各部にお願いして整理をしたいと思います。

○斉藤（陽）委員

ぜひお願いしたいと思います。

◎教育公務員特例法に係る北教組の問題について

もう一点、先ほど横田委員からも御質問がありましたけれども、北海道教職員組合の問題、いわゆる民主党の小林千代美衆議院議員陣営の政治資金規正法違反の事件に関連して、文部科学省が教育公務員特例法で禁止されている行為ですか、これについて都道府県教育委員会、道教委と札幌市教委ですか、そういう違反行為の有無について問い合わせ、調査を指示した。それを受けて道教委が、教職員の服務規律確保のために違反となる行為の具体例を各市町村教育委員会に通知をするというような報道がありました。

まず、道教委から各市町村教育委員会、小樽市教育委員会にこうした違反となる行為の具体例に関する通知があったのかどうか、その部分をお知らせいただきたいと思います。

○（教育）学校教育課長

文部科学省からの通知が、道教委を経由して市町村教育委に通知されているのかという御質問ですが、昨年も選挙前、7月に文部科学省が教育職員等の選挙運動の禁止等に関して、各都道府県あるいは政令都市あてに文書を出しております。

この通知につきまして、内容は、具体的な禁止事項の事例や、あるいは関係法令を示しながら、要するに服務規律の確保について通知しています。これを受けて道教委では、各道内の市町村に対して同様の中身を通知してきております。

○斉藤（陽）委員

ということは、昨年の選挙前にはあったということなのですね。昨年は来たけれども、今回は、今年の今回のこの事件が起きて、今はまだ来ていないと。

○教育部川田次長

道教委のほうで、そういう文部科学省から指示が来れば、私どもの市町村教委のほうにも書類は来るわけですが、今、斉藤陽一良委員がおっしゃったような調査だとか、事例集だとか、そういうことについてはまだ市教委には来てございません。

○斉藤（陽）委員

今回はまだ来ていないと、しかし毎回の選挙の前にはそういう通知が来るので、大体今回もこういう内容が来るのだろうというようなことは想像がつくというか、そういう言い方もおかしいですが、今回もそれと似たような内容で来るというふうに考えていますか。

○教育部川田次長

先ほど、学校教育課長のほうから説明しましたように、選挙前になると、選挙に関して、こうした行為は教育関係法令に違反しますよという形で通知が来るわけですが、今回の北教組の事件にかかわって、どういった内容で来るのかというのは全く見えてございませんし、管内の教育長が出席する会議等もあるのですが、そういう中でもまだ、その辺についての内容といいますか、それについては全く私どものほうでどういうものが来るかということは、承知をしていない状況でございます。

○斉藤（陽）委員

今回、どういうのが来るのかわからないと言うけれども、では前回、昨年の衆議院選挙のときに来た内容で主なものというのは、どんな内容でしたか。

○（教育）学校教育課長

前回の通知で示す違反行為の具体例としては、たくさんあるのですが、例えば候補者の推薦等という部分で、特定の候補者の当選を図るため、PTA等の会合の席でその候補者の推薦を徹底させることうんぬんという形

で具体的に事例を示しています。

○斉藤（陽）委員

主に、いわゆる公務員の地位利用というか、そういった内容が多いのではないかと思います。特に国家公務員、地方公務員等よりももう少し厳しい形で教育公務員の地位利用を違反行為だというふうに示されているのではないかと思いますけれども、そういった違反行為について、当然小樽市教育委員会としては把握をしていて、実際、現実として小樽市の教職員の間でそういう違反行為の有無については調査をされていますか。

○教育長

委員の二つの質問については、ちょっと込み入っているのではないかなと思うのです。今まで、文部科学省ですとか道教委から来た文書は、こういうことはしてはいけないという禁止事項なのです。

もう一つ、先ほどから次長及び課長が答弁をしておりますのは、いろいろな国のレベルですとか、いろいろ北海道の状況はどうなっているのかということで、今の御質問のように、現状はどうかという、そういう状況を聞きたいということで、その要旨については全く私ども受けてないものですので、その現状につきましては、今回の選挙、その前の選挙のときにも、私たちは把握をしていない、そういう現状でございます。二つの種類のものがこん然一体となっているということだけは御理解いただければと思います。

○斉藤（陽）委員

具体的な禁止事項について、通知はあったけれども、調査をなさいうんぬんというのは、以前もなかったということですね。

○教育部長

昨年の選挙のときなのですけれども、前段に申し上げましたとおり、7月に地方公務員、それから国家公務員法、それから教育公務員特例法、それから公職選挙法の関係で教育公務員はこういうことをしてはいけないよという法律ですとか、具体的にここの条文で言っていることはこういうことなのですよといった通知は来しました。

それともう一つ、8月だったと思うのですけれども、後志教育局のほうから、各学校で校長はそういういろんな法令について教職員にきちんと伝えているかどうかという調査が来しました。それと同じものなのですけれども、例えば、具体的に言いますと、道教委から送付された調査依頼文書ですからそのまま言いますが、特定の政党や候補者に支持を訴える電話かけやビラ配り、それから学校の備品、電話、ファクス、コピー機などを使用した選挙運動、こういったことが現場であったかどうかということの調査依頼も来しました。私どもとしては、調査をし、その内容については道教委に報告しております。

○斉藤（陽）委員

それで、そのファクスなどを使ったかどうか、そういう違反行為については、小樽市ではあったのですか。

○教育部長

それぞれ校長から報告を受けておりますけれども、その法に触れるようなことでの指導をしたかどうかということについては、全部の学校で朝の打合せ会ですとか、あるいは文書も含めてでしたけれども、指導はしたと。これは全校しております。

それから、先ほど例に挙げた部分については、そういう実態はないということで報告しております。

○斉藤（陽）委員

わかりました。ぜひ、今回もしそういった調査等が来したら、厳格に取り組んでいただきたいというふうに思います。

◎社会教育施設等の未整理の収蔵物について

最後に、博物館あるいは図書館等の社会教育施設に関して伺いたいと思います。

受贈等で、社会教育施設等に収蔵されている未整理の古文書など、手書きの文書（もんじょ）資料、写真等につ

いて伺います。

まず、図書館、総合博物館、文学館、美術館、あるいは市教委の文化財係等で管理されている、そういった未整理の資料はどの程度ありますか、社会教育施設ごとにお伺いしたいと思います。

○（教育）図書館長

図書館で収集した資料につきましては、基本的に 2 週間以内で順次整理しておりますので、特に積み残された未整理の資料というのは、現在ございません。

○（教育）総合博物館主幹

今、委員の御質問の「未整理」の考え方でございますが、登録して、台帳に記入して、収蔵庫に納めるという意味の整理作業は、寄贈された資料につきましては、当該年度中に行うようにという方針で進めてございます。

現在のところ、昨年度のものを終了しておりまして、現在は当年度の資料の整理をしております。

もう一方、未整理という意味で、文書（もんじょ）の場合、解読をしているか、活字化しているかという御質問では、データ化はしております。データ化はしておりますが、活字化をされますのは、使用される方がそれぞれ当該部分のみを使われている形でございます。

○（教育）文学館副館長

文学館の場合には、寄贈された資料については、その都度整理が済んでいるのですけれども、時折、例えばある作家が亡くなった、あるいはいろんな事情ですとか、まとめてさらに転送されてくるものがあります。それについては、1 年、2 年かかることがあります。

今のところ、ちょっと具体的な例を挙げるのはあれなのですけれども、河邨文一郎さんの寄贈資料などというものもそれに当たるわけなのですけれども、そういったものも順調に整理、処理は進んでおります。ですから、ちょっと手をつけかねているというものは、今のところはございません。

○齊藤（陽）委員

市教委の文化財担当は、どうですか。

○（教育）総合博物館主幹

今年度より、文化財は博物館の管轄になっておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

文化財担当のほうで持っております資料は、主に埋蔵文化財関係の資料でございますので、そういう意味では報告書を提出、作成いたしましたので、既に整理済みでございます。

○齊藤（陽）委員

今伺いますと、図書館はいわゆる未整理はないという話ですし、博物館はちょっといろいろ課題もありそうなのですが、文学館、美術館については 1 年、2 年かけて整理するから、今のところは特別未整理でちょっと手が回らないというのはないのですね。ない状態だということです。

今回、ちょっとお聞きしたいと思ったのは、いわゆる文書（もんじょ）、現代文で書かれていて活字になっているものはそれほど問題はないのですけれども、手書きの資料だとか、毛筆で書かれた相当古い資料等については、現代の我々がそのまま手にとっても判読不可能みたいなものが相当あって、そういったものについての整理が、いわゆる博物館等でちょっと手が回らないというような部分がないかどうか、そういう老婆心といいますが、要らないおせっかいかもしれないのですけれども、そういったものがあるのかなという観点からちょっとお聞きしたのですけれども、総合博物館のほうで、そうした今ちょっと手が回らないのだというような状況はありますか。

○（教育）総合博物館主幹

これは物のとらえ方の違いなのかもしれませんが、当館では、現状におきまして、古文書はそのままデジタル化をしておりますので、古文書のまま皆さんにお見せすることができます。その古文書をどう読むか、活字化すること自体で既に一つの考え方が入ってまいりますので、活字化したものが果たしてその古文書をそのまま正確

に訳しているかどうかというのは、これは学問上の問題になってまいります。したがって、私どもは、基本的には古文書は書かれたままのものをお見せして、そこから先、翻刻というのですが、活字化することについては、それぞれの方にお任せするという状況でございます。

ただ、そうはいつでも、非常に要望が多いものがございます。当館で言いますと、忍路のニシン場の請負でありました西川家についてです。それから、稲穂小学校の校長先生でありました稲垣先生が残された日誌、これは明治から昭和にかけての日記なのですが、これについては非常に要望が多くなっております。この西川家の文書（もんじょ）については、幾つかよく使われるものは地元の地方史研究科の方をお願いをして訳したものがございます。それから、稲垣日誌については、現在、毎年毎年ですけれども、ボランティアの方と一緒に翻刻作業を続けております。

○齊藤（陽）委員

なかなか、いわゆるデータとして保存されている、現物が保存されているということも必要なのですが、その内容を読み取るといいますか、活用するという立場からいけば、活字化される、だれでも一般的に読める状態にするということが必要な場合も出てくると、そういうほうがいいということも現実だと思うのです。そういう場合に、一つ提案なのですが、いわゆる学芸員の方がそういったものを専門的に整理あるいは翻刻といたしますか、していくという場合と、できるだけ多くの市民にそういう作業に携わってもらおうとか、参加を呼びかけると。一面では、手伝ってもらおうという意味もあるのですが、その手伝ってもらうこと自体が一つの社会教育といいますか、生涯学習の一つの内容にもなるということで、ある意味考え方によっては、一挙両得ではないかなということもありまして、総合博物館のほうで、既に取り組みされている部分はあると思うのですが、今提案したそういった方法というのは、いかがでしょうか。

○（教育）総合博物館主幹

今、私が先ほど申しました「稲垣日誌」という、稲穂小学校の校長先生の明治から昭和にかけての日記につきましては、ボランティアの皆さんと一緒に読み合わせをしながら解説を進めております。これにつきましては、当館のボランティアはおおむねそういう形なのでございますが、興味のあるところにまず来ていただいて、そこでノウハウ、テクニックもございまして、一緒に現物のものでやりながら何年かかけてそれを読めるようになっていて、だんだん戦力になっていくという形になっています。

実は、今回、今年もやっておりますが、調査・研究事業の中でやっておりますが、そのメンバーの半数近くの方は生涯学習クラブで行っています古文書講座のＯＢといたしますか、その講座の受講者の方であります。その中で新規という形でやりまして、当館だけではなくて、他の機関も利用しながらそういった形の養成をしております。

それから、写真の整理も現在続けておりまして、写真の整理につきましては、昭和50年代の写真が中心になっておりますので、これはパソコンの使い方だけをお教えして、お手伝いをさせていただいております。

○齊藤（陽）委員

もう少し前になりますけれども、朝里のほうでも、いわゆる「小林廣文書（もんじょ）」という、朝里の郷土史の関係の調査された方の古文書といたしますか、古文書までいかないと思うのですが、それを判読して「朝里叢書」というような形で刊行されたという、これは地域の有志の方が頑張って行われたわけですが、このケースについての博物館としての取組といたしますか対応について、これは一つのモデルケースになるという感じもしていますので、この部分について御紹介をいただければと思うのですがいかがでしょうか。

○（教育）総合博物館主幹

委員が御指摘の事例は、小樽・朝里まちづくりの会というところがやっている作業なのでございますが、「小林文書（もんじょ）」につきましては、当館のほうで、今、所蔵してございます。

それから、新刊で出ました「朝里村史」というものにつきましては、当館が収集いたしました資料の中で、これ

はまちづくりの会の方たちといろいろ相談をしていく中で、当館が持っているのは唯一の原本であることが判明いたしましたして、それをお貸しいたしまして、朝里叢書の第 9 巻としまして、この前、刊行をしたところでございます。

当館につきましては、基本的には利用したい、調査をしたいという方たちに対しては、どなたにでも、ある一定のルールはございますが、そのデータなり原本なりをお見せする、若しくはそのコピーをお渡しするという形で協力はさせていただいております。

小樽・朝里まちづくりの会のことだけで言いますと、この会は、私ども以上に、明治の文献は詳しい団体でございますので、私どもはお手伝いいただけるという状態でございますして、特に当方としては本をお貸しする程度、場所をお貸しする程度、御相談に乗るといふ程度の御協力でございます。

○齊藤（陽）委員

今回、この朝里の部分は、資料をお貸しするという、博物館はそういうスタンスで、借りたいという方にコピーを渡したりお見せしたりという、そういう対応が主であったということだと思いますが、私が、今回ちょっと提案しようと思っているのは、いわゆる今回、今、総合博物館に主にそういう資料があるということなので聞いていますけれども、図書館でそういう文書（もんじょ）等を受贈するというか、収蔵する可能性もあるわけで、文学館についても、美術館についても、可能性としては今後あることだと思うのです。そういったものについて、教育委員会として市民に広くそういう協力を求めるというか、一つの社会教育、生涯学習の内容としても中身があるし、しかも市のそういう施設の中の資料の整理もはかどるという意味合いで、そういったとらえ方というか、教育委員会としていろんな施設でそれを進めようと、いろんな場面でそういう考え方を取り入れていこうとかということはお考えになりませんか。

○教育部青木次長

社会教育に関して、小樽市社会教育推進計画というものを立てて、平成 21 年度から 30 年度までの 10 年間進めていくということで行ってございます。その中で、生涯各期の学習活動を推進するという項目がございまして、生涯学習を通じて学んだものを社会に還元する、活用するということが一つの柱になっています。

先ほど、博物館主幹から答弁がありましたように、博物館の古文書の読解、古文書といいますか、稲垣日誌の翻刻に関しては、生涯学習プラザで行っている「はつらつ講座」の古文書講座、そちらのほうの卒業生の方が半数かわっているということもございます。なにせ、非常に技術等で一朝一夕に身につくものではない、そういう技術でもございますが、こういう社会教育の観点、講座等の O B の方々の努力もいただいて、先ほどの古文書講座についても、今後、機会をとらえて、それに係るボランティアの方の育成と、それから実際にさまざまな施設でそれらのボランティア活動に係る活動の支援を行っていくことが必要だと考えております。

○齊藤（陽）委員

今、文書（もんじょ）については、確かに 1 年、2 年という、もっとかかるかもしれませんが、基礎的な訓練、修練が必要でかなり専門的な要素もあると思うのですが、写真等の整理というのは、比較的熟練といいますか、修練を積まなくても見ればわかるというところがありますので、そういう写真等の整理というのは比較的呼びかけやすくて、結構数も多いと、人手が必要だというような部分については、もう少し軽いスタンスといいますか、呼びかけ方もできるかなと思います。配慮が必要ないということではないのですけれども、歴史的なそういう資料ですからきちんとした段階を踏んでということになりますけれども、いわゆる古文書のような、同じような熟練度というのは要求されないという意味で、もう少し参加される皆さんにも気軽に参加いただけるのかなというふうに思うのですけれども、もうちょっとテンポを速めて取り組んでいただくことはできませんか。

○教育部青木次長

小樽市の社会教育施設、さまざまある中で、それぞれの館にボランティアの方がいらっしゃって、それぞれの館の特色に応じたボランティア活動の推進をしていただいております。ですから、ある意味、それぞれのボランティ

アの皆さんがボランティア活動をするということは、その館の職員との触合いや、またボランティア同士の方とのつき合いの中での、いわゆるその方の居場所と言っては何でしょうけれども、定年退職後の方の活動の場所にもなり得るわけですから、そうした中では、今、委員がおっしゃった写真の整理などについて、比較的簡単なものについても、お集まりいただいたボランティアに、参加を呼びかけていくといった取組を博物館で進めてもらうことが必要と考えております。

○斉藤（陽）委員

終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時15分

再開 午後 3 時35分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○佐々木委員

◎学校耐震診断結果について

最初に、学校耐震化結果一覧が今回、出されました。先ほどの報告を聞いていると、長橋中学校と桜町中学校でそれぞれの棟のIs値が出ました。

それで、この結果を受けて耐震補強をする場合、どのような工法になるのか、そのところをお話してください。

○（教育）総務管理課長

今後は、耐震補強を進めるという形になるのですが、工法につきましては、実施設計の中では詳しくやるのですが、その前段の部分を今、建設部と詰めているところです。学校の校舎の位置ですとか、そういったものによりましていろいろ条件が変わってまいりますので、それを今、精査している段階でございます。

○佐々木委員

そうすると、先ほどの報告では、耐震補強にかかる補正予算は、第2回定例会で提案予定ということでもいいのですか。

○（教育）総務管理課長

第2回定例会までに、内容を精査してまいりたいというふうに思っております。実施設計の予算でございます。

○佐々木委員

実施設計に関する補正予算ですね。

○（教育）総務管理課長

はい。

○佐々木委員

このような耐震診断結果となったことについて、どのような感想をもっていますか。

○（教育）総務管理課長

2校の結果についてということですが、優先度調査では、さきの5校とさほど変わらなかったもので、同じ程度のIs値になるのかなというふうには、素人考えで漠然とは思っておりましたけれども、低い値となりました。それに

つきましては、建設部から来た診断の内容を見ましたら、柱の状況ですとか立地条件、そういったものが原因で低かったのだという部分がわかりました。最初の印象からすると、思ったより低かったというのが率直な考えでございます。

○佐々木委員

そうすると、平成22年度以降の耐震診断については、どういう予定になっていますか。

○（教育）総務管理課長

学校の耐震化につきましては、現在、先行している5校の工事については、今年度4月から工事が始まります。今月末に入札を行いまして、今年度中に工事に着手する予定です。

それから、この2校につきましては、先ほども説明しましたように、実施設計をいたしまして、平成23年度に工事に着手したいと考えております。

その次の第3弾の学校につきましては、あくまでも、これまでも説明をしまいましたが、学校の再編とのかかわりの部分が非常に出てくるというふうに考えております。その辺を視野に入れながら、学校を選定してまいらなければならないと思っております。具体的な選定につきましては、そのあたりも含めた上で、従来から市長部局、総務部、財政部、企画政策室などと一緒に庁内検討会議を持っておりますので、今すぐどの学校で診断を行うかは、今の段階で決めておりませんが、この会議の中で、その辺を総合的に判断して決めていきたいというふうに思っています。ただ、毎年、耐震診断、実施設計、それから工事という、一連の工事着手に至るサイクルがございますので、なるべく年度の早いうちには決めていかなければ、スケジュールがございますので、おくれないうちにやってまいりたいというふうに考えております。

○佐々木委員

わかりました。スケジュールを決めてということですね。優先度調査の見込みよりは、想像以上にIs値が低かったということですから、この後年度ごとに診断を行う部分についてもどうなっていくのか、今後もそういうところを見ていきます。

◎財政健全化計画の収支計画の見直しについて

次に、財政健全化計画（収支計画）の見直しについて伺います。

先ほど来、各党から質問していますので、私のほうでは2点についてお尋ねしたいと思います。

一つは、この表の項目の中で、表の中でいろいろと説明がありましたが、歳入では、地方税から最後は地方債までとなっているのですが、「分担金及び負担金、使用料及び手数料」が平成22年度予算と同額として記載されています。その経過を見ますと、14億8,500万円あったものが21年度のベースで、その後に減っていき、14億円となっているのですが、この積算の根拠をお示ください。

○（財政）笹山主幹

平成21年度の最終予算で14億8,500万円、22年度以降につきましては14億円としておりますけれども、まず21年度は最終予算でございますので、補正予算も含めた数字になっております。平年ベースで見ると14億円という形になっておりまして、そのような積算になってございます。

○佐々木委員

私は、代表質問などで繰り返し、「入りを十分にはかって出を制す」という形で、結果的には身の丈に合った財政運営と、こういうのが目標にすべきと主張しています。

代表質問では、いわゆる税収入と税外収入の確保といいますか、これをはかることがやっぱり重要であるというふうに問題提起をしていたのです。そこで、ちょっと確かめたいのですが、この「分担金及び負担金、使用料及び手数料」については、税外収入になるのですか、それとも税外収入という、このほかに別なものがあるのか、そこを確かめたいと思います。

○（財政）笹山主幹

御質問にお答えする前に、先ほどの答弁を訂正させていただきます。平成22年度の見込みであります14億円。これは21年度の最終予算、補正予算も含めたと申し上げましたけれども、22年度の予算段階で積み上げたものが14億円でございます、これを23年度以降フラットにしたということでございます。申しわけございません。

続きまして、税外収入に係る御質問でございますが、主なものとしては、使用料及び手数料でございますけれども、そのほかに分担金及び負担金、その中で大きいものとしては、保育費負担金でいわゆる保育料ですけれども、これがあります。その他としては、財産収入、貸地料とか、建物の貸付料などがございます。それから、諸収入としまして、教育費の奨学金の貸付け、あるいは生活保護費の返還金収入などがございます。一般会計以外で言いますと、特別会計で国民健康保険料、介護保険料などの保険料関係、あと企業会計で言いますと、病院事業会計では、入院外来収益、それから水道事業会計では水道料金、下水道事業会計では下水道使用料、これらがございます。

○佐々木委員

それで、頑張って税外収入を増やしていくというような状況になれば、歳入が増えていくのかなというふうに思うのです。そこで伺いますが、先ほど説明のあった税外収入については、収支計画の項目にある「分担金及び負担金、使用料及び手数料」にあたります。現在、税外収入の状況について、平成20年度の決算における状況は出ています。21年度の決算はこれからになりますが、21年度決算見込みで結構ですから、税外収入の納入状況についてわかる範囲で、教えていただきたい。

○（財政）笹山主幹

まだ年度が終わっていませんので、確実な情報はお伝えできませんけれども、12月末時点で一度集計しております。その状況についてですけれども、昨年、平成20年度一般会計の同月で比べますと、過年度、現年度合わせまして未納額が700万円程度減っております。

全体では、現年度、過年度を合わせまして約 4 億円程度、未納額が減っております。

○佐々木委員

未納額でいいですね。

○（財政）笹山主幹

わかりやすく言いますと、滞納額ですね。

○佐々木委員

平成20年度決算では、最終的には11億5,700万円ですか。それで今の説明にもあったようにいわゆる滞納額が下がるだろうという見込みであると、こういう報告ですよ。そうすると、滞納額が下がるわけですから、収入が多くなってくるというふうに思って、それでどうしてこの税外収入が、減少する見込みとなっているのか、その辺の仕掛けがちょっと理解できなかったものですから。

それで、結論から言います。年度末を控えているわけですが、この未納額、いわゆる滞納額の解消に向け、現在どのような対策を図っているのでしょうか。

○（財政）笹山主幹

滞納に対する対策でございますけれども、組織的な取組から言いますと、滞納額が多かった保育費の負担金については、専門の人員を配置して収納に取り組んでおります。

あと、国民健康保険料につきましては、滞納対策を強化する、ほかの部署でも同様のものですが、滞納対策を強化する、あるいは現年の部分が滞納になる前に指導をしていくというように各部でそれぞれ取組を進めております。

○佐々木委員

結果的に、収入率は上がるというふうに押さえてよろしいですか。

○（財政）笹山主幹

滞納額が減少傾向にありますので、現年度分の調定がどれくらいになるのかにもよりますけれども、減少傾向にはなっていくものと思っております。

○佐々木委員

そういう観点で私の押さえ方がはっきりしなかったものですから。要するに分担金及び負担金、使用料及び手数料は、税外収入という押さえでよろしいですね。

それから、先ほどの説明にありましたように人件費の職員給与費の独自削減、期末手当削減・加算凍結の継続を見込んでいる形になっていますが、これを見ますと、人件費はどんどん削減されていく様子がわかります。それで、ちょっと確かめたいのですけれども、現在、小樽市のラスパイレス指数はどうなっていますか。

○（総務）職員課長

平成21年度の状況で、90.9になります。

○佐々木委員

90.9ね。平成20年4月1日現在で90.4ということだったと思うのだけれども、21年度ではそのような数値なのか。

○（総務）職員課長

20年度の状況では、90.4ですので、今、委員がおっしゃるとおりです。それで最新の状況でいきますと、90.9というような状況になっております。

○佐々木委員

90.9ですか。

これは、全道と比べてどの位置になりますか。

○（総務）職員課長

道内の市でいきますと、当市を含めまして35市中26位、26番目となっております。

○佐々木委員

26番目ということだね。過去は何番目だったのでしょうか。

○（総務）職員課長

かつてといいますか、10年以上前といいますか、平成12年ぐらいですと、98.8ございまして、全道的には34市中14位、上から14番目になります。

○佐々木委員

いろんな形で職員は削減されながら、財政再建に協力しながら取り組んでいるという状況はわかります。ただ、今回の場合もそうですけれども、収支計画では、やはり人件費をカットすることによってつないでいっているということでは、今言ったように、職員の置かれた状況というのは、厳しい状況にあるなというふうに私も読み取るところです。

ただ、ここに書いてありますけれども、収支計画の考え方についてはその都度継続して、いわゆる計画を進めていきたいということですから、その考え方についても一度改めてお願いします。

○（財政）笹山主幹

計画上の考え方でございますけれども、今回、見直しをするに当たりまして、平成20年度の予算をベースにしましたけれども、今後の収支を考えていくに当たって、やはり職員給与費の独自削減をしなければ成り立たない、収支が成り立たない、なおかつ他会計からも借りてやっと成り立つ計画でございますので、今日の見直しの計画上は独自削減継続ということでさせていただいておりますけれども、収支の状況を見ながら単年度、単年度、その削減をどうするかということを職員労働組合等とも協議しながら検討していきたいと思っております。

○総務部長

今回の健全化計画の見直しの前提は、今、お話にありましたとおり、私どもの独自削減をしている職員給与分、さらには御存じの期末手当削減、それから加算分凍結、これらを含めて平成24年度まで、職員団体の了解をとったわけではありません。ただ、その前提で、こういう形で計画をつくっている。ですから、今の答弁にありましたとおり、私どもとしても毎年、職員団体と協議をして、その時々々の収支状況を見ながら判断をしていくということですから、それはプラス、マイナス、両方のことがあるのだと思うのですけれども、収支状況を見ながら判断をしていくと、そういうことで職員に対して理解を得ているということです。

○佐々木委員

そうですね。結論になりますけれども、この見直しをしたのが、直近では平成20年3月ですか、それから昨年3月、そして今回と。ここら辺のところをその都度十分に考慮しながら、財政計画の見直しを行っているというのは、やはり他都市に誇れるのではないかという感じはします。そういう面では、収支計画の部分は、その都度見直していくという前提に立って、方向性を示していくという考え方については評価をいたします。

もう一つ、歳入の地方交付税の関係で言いますと、減というふうに見込んでいますが、まず、この地方交付税のつくりの部分でもう一回確認しておきたいのですけれども、基準財政需要額、基準財政収入額、そして標準財政規模の数値が示されていますが、現在の本市の標準財政規模はどうなっていますか。

○（財政）財政課長

平成20年度決算になりますが、314億円程度になってございます。

○佐々木委員

こここのところの部分は、国勢調査の関係もいろいろあるだろうけれども、3パーセントの減を見込むとなっていますが、この積算の根拠はどういうふうなっていますか。

○（財政）笹山主幹

地方交付税の積算の考え方でございますけれども、今、委員のほうからお話がありました基準財政需要額、収入額、これらの積み上げをベースにしているのではなくて、そういうやり方もあるとは思いますが、毎年度、地方交付税の算定の仕方というのは変わっていますし、単価的なものについても毎年度変わっておりますので、そういう積算をしたとしても恐らく現実とは離れていくのだろうと、そういうふうに思いますので、今回試算したやり方としましては、まず国勢調査の減の前に、平成22年度の予算をベースにしているのですけれども、22年度の予算は国の雇用対策という別枠の配分がありましたので、それはまず置いておきました。それに対する小樽市の配分として、約5億円。そして、22年度は、国勢調査がありますので、その人口が反映されるのは23年度の地方交付税からになりますけれども、その影響が、前回、17年度の国勢調査の実績を参考にしているということでございます。

○佐々木委員

それで、もう一つ、空欄になっているところの地方債の関係で、「減税補てん債、減収補てん債」について、ここは21年度で終わり、あと空欄になっていますが、この理由を伺います。

○（財政）財政課長

減収補てん債につきましては、毎年度の全国的な減収動向を見て通知されるものと考えておりまして、平年ベースといたしますか、数年ではなかなか見込めないものでございますので、計画からは考慮していないというふうと考えております。

○佐々木委員

そうすると、平成22年度以降は見込めないということですか。

○（財政）財政課長

説明の仕方が悪かったかもしれませんが、年度当初からは見込めないということで計画には計上しており

ません。

○佐々木委員

そういうことで、地方交付税の関係等々も含めて、やっぱり歳入の部分を少ししっかり、慎重にというか、大事にはかってもらいたいなというふうに思うところです。

次に、防災に関して、お聞きします。

◎津波に対する危機管理体制について

2月17日に、チリにおける大地震が発生したということで、私も当日、マラソンを見ていたのだけれども、三陸沖等で大津波警報が出たとの一報があり調べてみますと、これが17年ぶりに出たということなのですね。そのときのテレビの報道を見ますと、太平洋側の沿岸に警報が出ていました。その後の状況が後になって新聞等で記事になっていましたけれども、全国で太平洋沿岸を走る鉄道は止まり、全国で150万人が避難を行ったと、こういうことでした。NHKや民放各局も全部、この警報の及ぶ範囲を地図入りで発表しておりました。

結果的には、予想したような影響はなかったようでして、よかったなと安堵したのですが、この津波については、北海道でも経験があるわけですから、このような警報が出たとき、小樽市ではどういう対応をしたのかということを聞きたいのですが、この警報・注意報が出た時点で、小樽市はどのような対応をとったのですか。

○（総務）黒澤主幹

今回、2月17日に起こったチリ大地震ですけれども、これに関係する津波に対して、小樽市は、ちょうど区域でいきますと、日本海沿岸北部という区域に入ります。注意報が出たのは、日本海沿岸南部という部分と太平洋側でしたので、小樽市はその注意報も出ていないという状況でございますので、対応はしておりません。

○佐々木委員

そうすると、今回の場合は特に対応はしていないけれども、もちろん情報収集はなされたというふうに思いますけれども、小樽市とすれば、本市沿岸には、なんら注意報が出ていないから、それに対応するというか、市民向けに何も情報を発信することもないと、こういうことになるのですね。

○（総務）黒澤主幹

あえてそういう情報を流しますと、混乱を招くという状況もありますので、注意報が全く出ておりませんので、そういう情報発信は一切しておりません。

○佐々木委員

情報収集はしましたかと、私は聞いているのです。

○（総務）黒澤主幹

職員1名が出勤し、ファクスやメールなどの情報を確認いたしましたけれども、特段小樽市に影響を及ぼすようなものがございませんので、それで帰ったという状況です。

○佐々木委員

大きな地震で被害があるという予想を立てていて、いち早く情報をキャッチして、それに対応するということは、基本だというふうに思いますけれども、注意報が出ていなかったからその程度でとどめたという対応には、少し疑問を感じます。

では、日常的な危機管理体制というのはどういうふうになっていますか。

○（総務）黒澤主幹

津波に関する危機管理体制についての御質問ですが、もし津波注意報、これが発表された場合につきましては、第1非常配備という形をとりまして、すぐに情報を収集する態勢、さらには次の段階に移る態勢、こういうものをもっていくという形になります。さらに、警報が発表された場合につきましては、すぐに災害対策本部を設置いたしまして、避難勧告や指示といった業務、さらに避難所の開設などを行うべく、係長職以上の職員が参集しまして、

災害時の態勢を整えていくという形になってございます。

○佐々木委員

わかりました。今回の場合は警報、注意報の及ぶ範囲ではなかったということで、万が一、出れば必ず態勢は組むということで確認します。

それで、もう一つ、それに関連して、本市では、第 6 次小樽市総合計画の実施計画に災害応急活動体制の確立ということをやっていると思います。それで、これまで取り組んできたこの体制の確立の取組の現状と課題を教えてください。

○（総務）黒澤主幹

今回の第 6 次小樽市総合計画の中に、実施計画という形で緊急情報伝達手段の整備に向けた検討という形でさせていただいています。この部分につきましては、事業目的といたしましては、自然災害が発生した場合に多くの犠牲者が出ているということもございまして、いち早く正確な情報、こういうものを収集して市民のほうに早めに伝えるという形になります。

現在のところ、そういう体制とられておりませんので、いわゆるそういう津波警報とか、そういうのが出た場合につきましては、消防車による広報、また FM おたるによる周知というものを今、実際のところ実施しているというところでございます。

○佐々木委員

そうすると、ここの部分については、一応総合計画実施計画の中で体制を検討すると、こういう形になっているのですよね。そうすると、この実施計画でいきますと、平成 22 年度から 25 年度まで検討ということだけをしていくのか、もうちょっと具体的な中身とスケジュールを、わかれば教えてください。

○（総務）黒澤主幹

こういう津波などの緊急を要する情報伝達といたしましては、今後、よく漁村とか農村で導入されている防災行政無線というようなものによる伝達や世帯ごとに個別の情報伝達、さらには携帯電話を活用したメール等による配信、こうした方法によりいち早く緊急情報を市民に伝達していこうという計画を検討しているというところでございます。

○佐々木委員

こういう内容をいつからいつまでの間に具体的に実現していくのか。その辺のところのスケジュールを、わかれば教えてください。

○（総務）黒澤主幹

平成 22 年度から計画という形になってございますけれども、予算なども伴いますので、携帯電話によるメール配信などについては、なるべく早くできるのではないかとというふうに思いますので、この計画を立てながら、また随時実施できるものについては、早急に実施してまいりたいというふうに思っております。

○佐々木委員

わかりました。質問を変えます。

◎札幌のグループホームにおける火災の原因と防火対策について

次に、消防本部のほうにお尋ねします。

先ほど、菊地委員からも御質問がありましたけれども、何と老人施設で 7 人も亡くなったということです。これは 3 月 15 日付け朝日新聞の社説にも載りました。見出しは、「もう対策は待ったなしだ」というものでしたが、この火災が起きた時点で消防本部ではどんな対応をしましたか。

○（消防）予防課長

この火災については、消防本部といたしましても重大に受け止めまして、本日より医療保険部とともに立入検査

等を実施しているところでございます。

○佐々木委員

まだ明確にはなっていないと思うのですが、この火災発生の原因についてはどういうふうに認識していますか。

○（消防）予防課長

札幌のグループホームの火災の概要につきましては、本日11時現在の総務省消防庁の発表によりますと、火災原因については調査中ということになっております。

しかし、報道によりますと、出火原因につきましては、1階の居間、ストーブ近くに日常的に洗濯物が干されていたとあり、この部分からの出火と見て調査中であると報道されております。

○佐々木委員

報道ではそういう情報だということなのですが、この状況を見て、原因というのは、今のストーブのところにいわゆる燃えるものを置いたということがありますけれども、こうしたことがなければ、このような惨事にはならなかったのではないかと思いますのですが、その辺についてはどういうふうに感じますか。

○（消防）予防課長

グループホームに対する防火安全立入検査につきましては、当本部におきまして、把握の社会福祉施設101の施設事業者に対しまして、査察区分に基づいて年1回、立入検査を実施しております。そのほか、査察の必要性のある対象物につきましては随時立入検査を行い、消防用設備の維持・管理状況、火災発生時の通報、消火、避難誘導等について関係者に対し、防火安全体制の確保について必要な指導を行っているところでございます。

また、昨日発生しました火災を受け、当本部におきましては、同日発せられました総務省消防庁、北海道の通知に基づきまして、認知症高齢者グループホーム等の入所を伴う施設、60施設に対し、本日午後から医療保険部とともに立入検査を実施しているところでございます。

○消防長

これがなされていれば、このような事態になっていなかったのではないかと御質問でございますけれども、やはり基本的には消防本部といたしましては、まず火災を出さないということが前提なものですから、そのためには、やはりこの時期であれば、暖房の設備、それからちゅう房のそういった設備の点検・管理が優先されるということと、それと、このたびの火災では、消防計画がまだ未作成ということで、私どもとしてもこの情報には、大変関心を持っておりまして、この消防計画があつて初めて避難管理体制ができるものですから、そういったものを事前に策定しこれに基づき、夜間を想定した訓練などを行っていれば、また事態が違ったのかなと、このように思っております。

○佐々木委員

報道にもありますけれども、できればスプリンクラーと火災報知器が備わっていれば、恐らくこういう大惨事にはならなかったのではないかと考えておりますけれども、それについてはどう認識していますか。

○（消防）予防課長

スプリンクラー等の設備につきましては、平成19年4月1日の消防法施行令の改正によりまして、既存の施設、当時34施設につきましてスプリンクラーの設置が義務づけられております。ただ、これについては経過措置がありまして、平成24年3月31日までに設置をすることとなっております。これについては、厚生労働省より1平方メートル当たり9,000円の補助がございまして、平成21年、平成22年、平成23年の3年間において、該当の施設についてはスプリンクラーを設置することとなります。なお、新設のものにつきましては、新設の時点でスプリンクラーを設置することとしております。

○佐々木委員

そういう設備が十分でなかった。その設置には費用がかかるということですが、やはりこの先を考えれば、報道にもありますとおり、20年後、独居や夫婦だけの高齢者世帯が全世帯の4分の1以上になると、認知高齢者、25年後には今の倍以上の445万人に上る、グループホームはこれからもっと国民全体にかかわる大事なものになるということがあるだけに十分な対策が必要かというふうに思っております。

あわせて、この中で注目すべき記事として、ホームの火災時に近隣の住民に助けを求める体制ができていて助かった例もあると、こういうようになっているのですけれども、これについてどう認識していますか。

○（消防）予防課長

消防本部といたしましては、あくまでも当該施設の関係者に対し、夜間の避難を想定した、国から示されております夜間の避難管理体制マニュアル等を参考にしながら自衛消防訓練を実施していただき、避難管理上、支障のない状態にしていきたいと思いますと考えております。

○佐々木委員

◎生涯スポーツの普及・振興の現状と課題について

最後に、生涯スポーツの関係でお伺いします。

民主党の政策の中に、スポーツ基本法の制定というのがございます。これは、スポーツの三つの柱「する、見る、支える」でとらえて、国民一人一人が身近なところにスポーツが位置づけられて、そういう社会を目指しますと。それから、地域や現場での自主的・主体的取組を尊重したスポーツ政策の樹立を図るとともに、スポーツ基本法の制定を目指すという政策があります。近々、そういう形で出てくると思いますけれども、これを受けて、小樽の生涯スポーツの普及と振興状態の現状と課題について伺いたいと思います。

○（教育）生涯スポーツ課長

小樽市の生涯スポーツの普及と振興ということでございますけれども、事業としては3本に別れておりまして、一つとしましては、市民スポーツ普及事業ということで、市民歩こう運動ですとか、体力テスト会などを開催、又はからまつ公園の運営ハウスの開放により歩くスキー用具の貸出し、また障がい者スポーツクラブ創設への支援、高島小学校温水プール・学校の上屋つきプールの開放事業、小学校教育委員会庁舎の屋内運動場の開放事業をスポーツ普及事業ということでやっております。

次に、スポーツ教室開催事業という形で総合体育館、高島小学校温水プール等で水泳教室ですとかトランポリン、バスケット、バドミントン、卓球等の教室を開催しております。

また、スポーツ大会開催事業として、市民体育大会、おたる運河ロードレースの開催、これらをスポーツの普及・振興という形でやっているところでございます。

課題としましては、現在、例えば少子化ですとか、厳しい財政状況から、青少年ですとか、成人のスポーツする方々が団体をなかなか組織化しづらいということで、そういう方々がスポーツをしたくてもできないという環境にございまして、そこら辺あたりを個人でも参加できるような仕組みとか、いろんな方法等に関する課題もあるというふうに考えております。

○佐々木委員

それで、以前から取り上げてきた地域総合型スポーツクラブの進ちょく状況等を含めてお伺いします。

○（教育）吉井主幹

御質問にありました地域総合型スポーツクラブにつきましては、蘭島、忍路、桃内地区を中心に、その小学校区をベースに、忍路中央小学校を拠点として、今年の4月3日に設立させるという形に進んでおります。

ただ、課題といたしましては、先ほど生涯スポーツ課長のほうからも答弁がありましたように、少子高齢化の影響があり、地元の世話役といえますか、役員の確保が課題となっているところです。

○佐々木委員

今の説明では、蘭島、忍路中央両小学校を拠点にすると、こういうことですね。恐らくこれから地域ごとに拠点づくりをしていくとすれば、活動拠点は、今ある既存の学校施設を中心とした場所になっていくのだろうというふうに思うわけです。そういう面で、施設の条件整備をするためにはいろいろな角度から検討をしてもらいたいというふうに思います。終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 21 分

再開 午後 4 時 45 分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

○菊地委員

日本共産党を代表して、議案第 48 号は否決、本委員会に付託されています継続審査中の陳情について、陳情第 1161 号以外の陳情についてはいずれも願意は妥当、採択を主張し、討論を行います。

核の持込みについて、歴代の政権は核密約がないと主張し、寄港について事前協議の対象となっていないから核積載はないと言い続けてきました。核密約の調査に当たって、非核三原則との間に矛盾を生じないように、核密約はなかったと結論づけようとするならば、国民の安全と平和についての新政権の新たな欺まんとなるのではないのでしょうか。

今、イギリスでは、総選挙を前にスコットランドで、「核兵器ではなく、学校、病院、仕事を」との行動が起きています。総選挙の結果次第では、核の永久廃棄への確かな一歩を踏み出すという状況です。世界各地のこうした核兵器廃絶の動きに呼応して、小樽市では、非核港湾条例の制定で核密約をあいまいにしようとする政府に一石を投じようではありませんか。各位の皆さんの賛同をお願いして、討論いたします。

その他の陳情について、詳しくは本会議で述べたいと思います。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 48 号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第 1004 号及び第 1005 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第 3 号、第 4 号、第 186 号、第 262 号ないし第 356 号、第 358 号ないし第 370 号、第 373 号ないし第 643 号、第 647 号ないし第 1002 号、第 1006 号ないし第 1084 号、第 1086 号ないし第 1108 号、第 1119 号ないし第 1140 号、第 1146 号ないし第 1152 号及び第 1156 号ないし第 1159 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第 1161 号について、採決いたします。

継続審査と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

この 3 月末日をもって退職される理事者の方がおられますので、御紹介を申し上げ、一言ごあいさつをいただきたいと存じます。

(理事者あいさつ)

○委員長

本日は、これをもって散会をいたします。